

摂州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究（三）：支配違江懸る出入を中心として

| | |
|----------|--|
| その他のタイトル | A study on "the Baba's document" in Mashitashimo Village, Shimashimo Country, Settsu (3) |
| 著者 | 石尾 芳久, 藤原 有和 |
| 雑誌名 | 関西大学法學論集 |
| 巻 | 26 |
| 号 | 3 |
| ページ | 535-612 |
| 発行年 | 1976-11 |
| URL | http://hdl.handle.net/10112/00026055 |

〔資料〕

摂州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究 (三)

——支配違江懸る出入を中心として——

石尾芳久
藤原有和

定七店

不実出入

巻

御八判訴状写

煩ニ付同居親類

真三郎

訴詔人 清藏

織田主水様御領分

摂州嶋下郡味舌下村

大庄屋

乍恐書附を以御訴詔奉申上ゆ

深川永代寺門前仲町

相手 東三郎

摂州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究 (三)

五九 (五三五)

元庄屋

同 孫右衛門

庄屋

同 策次

年寄

同 喜六

右訴詔人真三郎煩ニ付同居親類清藏奉申上ハ真三郎実父
 八郎義者織田主水様御領分撰州嶋下郡味舌下村ニ而元祖
 七兵衛ハ高五拾六石余所持仕前書相手東三郎別家ニ而百
 姓相統仕父八郎祖母慶雲兄福三郎三人暮罷在真三郎儀者
 四男ニ而幼少ハ大坂御城代様御役知同国東成郡中浜村庄
 屋源吾義者重縁ニ付同人方江真三郎人別加置身分ハ父八
 郎手元ニ而養育を請罷在ハ然ル処父八郎義身上向不如意
 罷成無抛身上相仕廻相手東三郎方ヘ一統同居所持之諸式
 其外不殘同人方預置ハ所其儘掠取ハ付催促仕ハとも
 相渡不申剩謀斗ヲ以八郎田畑居屋敷迄質流取斗可行所も
 無之様仕成無余儀去天保十亥年八月申八郎人別送持参ニ

而大坂表仕居仕ハ所追々相手之者不実之事共有之慶雲福
 三郎義ハ東三郎物置納家ヘ入置無是非取斗仕既ニ慶雲病
 氣之節も棄用不行届無抛同十五辰年二月中乍病中福三郎
 召連孫掣源吾方引移厄介相成居其頃八郎義ハ大坂表仕居
 相仕廻奈良喜多院江奉公仕仕ハ所相手之者共馴合を以御
 領主浪人福田紋治郎と申者を喜多院ヘ為入込八郎難勤様
 仕成し八郎ハ暇願出ハ所相手方御領主御家来美並武右衛
 門殿と申仁元取扱人ニ有之芝村町人綿屋喜市と申者ハ紋
 治郎弟ニ而内外働同御家来太田甚五殿と申仁申合八郎ヘ
 暇被遣ハ節喜多院御家来尾崎駐殿ハ御領主御家来小林寛
 平殿江八郎身分を御引渡之節被申聞ハ儀者御領主ニ而相
 手東三郎之不実之始末取調八郎百性再興可致遣御頼之由
 被申渡猶又御領主御代官谷口治太夫殿同美並武右衛門殿
 并味舌下村役人共立会ニ而家名取立相成ハ趣実意申聞且
 源吾厄介相成ハ慶雲江ハ相手之内策次喜六罷越御領主ハ
 御沙汰と偽今般東三郎掠取ハ口々共御調相成ハ由を申聞
 和州芝村ヘ参八郎ニ同意致数年之鬱憤を晴シ可申抔と品

能申聞ハ間右式人共間柄と申村役人ニ付実意と存取扱任
慶雲福三郎共芝村へ参リハ処御陣屋内明古家入置八郎同
様一同禁足ニ相成ハ様取斗其後銘々寄付不申全東三郎孫
右衛門策次喜六申合御領主御役人と馴合三人を偽透し死
地ニ落し入一命終ハを相待ハ始末全東三郎好悪を相隠シ
八郎慶雲出訴を可妨手段ニ相違無之歎ケ敷奉存ハ真三郎
義ハ中浜村ニ罷在当難を相遁ハ得共其後便り無之源吾芝
村へ罷越ハ所面会為致不申摺同様義承リ真三郎始姉共悲
歎ニ沈ミハ得共無詮方右東三郎為ニ者恩人之伯母慶雲義
当子七拾八才ニ相成露命旦夕ニ迫リハ者ニ苦痛為致自分
ハ有福之力ヲ以強情不当之取斗之段残念至極之義ニ奉存
ハ処去弘化三年十二月申ニ真三郎ニ親類相添芝村へ参
ハ様慶雲ハ申越漸く面会仕ハ所東三郎始相手之者共数年
之間不実之始末孫之真三郎へ証拠之書物ニ祖母実父先連
印之遺状添譲リ渡何卒一同存生之中江戸表へ罷下リ御訴
詔奉申上ハ以御慈悲非道落入ハ鬱憤相晴ハ様可相成左ハ
ハ、先祖之孝道相立ハ義ニ付身命を不顧丹誠可致旨申聞

ハ得共若年之真三郎一己ニ可仕様無之親類共助成を以同
四未年七月中御領主御役場へ人別送り御添翰奉願上ハ処
人別送り免許之古例無之間無高者ニハハ、村法仕来を以
江戸住居可仕旨御聞届ニ相成ハ故御当地へ罷越親類共便
リ其後所々転宅仕當時住居仕ハ処六ケ年ニ相成同五申年
四月中相手之者ハ御当地迄人を廻シ真三郎ハ謀言を以芝
村ニ罷在ハ三人之もの共御領主ハ御沙汰ニ而入牢致居ハ
旨申聞ハ付驚入同五月朔日御当地ハ真三郎老人味舌下
村へ罷越百性政右衛門と申者ニ便祖母実父成行相尋ハ内
相手孫右衛門方へ被呼寄日数三日之内留置真三郎ハ人足
添御領主御陣屋為送三人同様可留置手段御座ハ所其御祖
母実父兄共ニ面会仕種々異見請全東三郎之謀斗ニ心付後
悔仕ハ折から御当地ハ私義を無心元存尋真三郎ニ面会仕
右之次第承リ驚入御陣屋立出孫右衛門村方并ニ隣村庄屋
村役人等迄右始末届置真三郎同道帰府仕後又々年月相立
ハ付慶雲八郎ハ数度之催促有之少しも可等閑謂無之ハ
得共差支之事共ニ而及延引其内相手村方へ真三郎代とし

て私義再三罷越引合ひ得共嘲笑居不法申之ひニ付昨亥年
六月中相手銘々姓名書可差出ひ様申聞ひ得共一同村役人

如斯目安差上ひ間致返答来ル七月二日
評定所江罷出可対決若於不參者可為曲事も也

ニ付差出可申弥不実之取斗而已ニ而難渋至極仕ひ間無是
悲今般御訴詔奉申上ひ何卒以御慈悲相手之者共被召出数
年之間馴合を以八郎并慶雲居村追立兩人住居を妨ケ親子
兄弟不和可為致与取斗相手之者共旧悪を可隠迎右三人之
ものを摺同様ニ致置ひ始末御吟味之上祖母慶雲実父兄共
之身分真三郎御引渡被成下預置ひ諸式不残証拠物之通相
渡真三郎孝道相立ひ様被 仰付被下置ひ様偏ニ奉願上
ひ以上

子四月晦日

- 対馬 御判
- 播磨 御判
- 加賀 御判
- 丹後 御判
- 御用方無加印
- 河内
- 御用方無加印
- 土佐
- 長門 御判

深川永代寺門前仲町

嘉永子五年

定七店真三郎煩ニ付

二月

同居親類

- 訴詔人 清蔵 印
- 家主 定七 印

御奉行様

嘉永五子年

八郎悴江戸表真三郎々東三郎孫右
衛門策次喜六メ四人相手取関訴可
致由内分知らせ有之ひ右願書二夕
通り并右一件ニ付御用状
数通

其外諸書物類 扣

乍恐以書付御訴詔奉申上ハ

深川永代寺門前仲町

同 策 次

庄屋

定七店

右訴詔人真三郎煩ニ付代從弟清藏奉申上ハ 私儀ハ織田

真三郎

丹後守様御領分撰州嶋下郡味舌下村百姓八郎四男ニ御座

不実出入

煩ニ付代從弟

ハ有之兄与次兵衛ハ本家相統仕弟兵助ハ高五拾六石余之田

訴詔人 清藏

地ヲ以別家相立ハ右田畑共本家へ預ケ置御年貢諸入用

織田丹後守様御領分

ハ作徳米之内ハ相賄余分高内年々手元入用之分宛請取余

撰州嶋下郡味舌下村

ハ不殘相統手当として本家へ預ケ積置ハ仕来ニ御座ハ然

大庄屋

ル処本家四代目七兵衛男子無之娘まつ壱人ニ付相統為致

相手 東三郎

可申ハ七兵衛妻不縁ニ相成女子之世話行届兼ハ間右まつ

同御領分同村

へ地頭所々地子免許之屋敷地并建家壱ヶ所土藏壱ヶ所諸

元庄屋

道具一式手当金其外相統料として壱ヶ年ニ白米六石錢拾

同 孫右衛門

貫匁宛讓り状相添別家兵助之妻ニ遣ハ本家ハ分家卯助倅

同

三五郎与申者引取相統為致ハ成人ニ随恩儀忘却いたし

年寄

養父ハ種々不孝之事共ニ付七兵衛立腹し余リ相統人差替

同 喜 六

可申歟相成ハ相相手孫右衛門ヲ以相詫則連印之誤一札取

同

之勘弁ト相成其後三五郎事東三郎ト改名相統中俸式人ども兄鉄藏弟西蔵ト申ハ別家兵助方ハ俸弁之助老人御座ハ其後兵助病死いたしハニ付妻まつ儀剃髪いたし慶雲ト改俸弁之助事八郎与改名跡相統仕ハ其後本家七兵衛病死之節ハ養子東三郎何様ニも葬式可嘗之処更ニ相構不申ハ間不殘慶雲引受諸親類縁者へ不殘様形見分ケ等迄致遣しハ□夫ニ而右東三郎儀養父へ重々不孝而已ニ而無程病死仕万事祖母慶雲之執斗ニ而右鉄藏ヲ以相統為致ハ処追々壮年ニ随イ亡父ニ増たる不実者ニ付不安心ト存数年之間預ケ置ハ作徳米代銀取調ハ様祖母ヲ申付ハ得共帳合少しも相見不申剩慶雲へ可相渡分も一切不相渡苗字帯刀之威勢ヲ以我□強情申居極老之慶雲并八郎ヲ見掠福融之勢ニ而先祖之規矩打破別家押領之手段ヲ企ハニ付父八郎日増難渋ト罷成兄福三郎ハ虚弱病身ニ御座ハ間末子之私ヘ名跡相統ヲ申付ハ得とも前書之次第柄ニ付同村住居無覚束存他領人別ニ相成居ハ処鉄藏儀強情非道之仕方ニ付無廻去天保五年年領主役場へ実父八郎ヲ出願いたし双方被召

呼調中鉄藏強情申帳ハ間長屋留ニ相成御調御座ハ処数年預置ハ作徳米代銀多分ニ相成ハヲ勝手儘ニ取斗ハ儀逸々露頭仕ハニ付早々濟方被仰付ハ処相手孫右衛門同領分和州新泉村大庄屋武右衛門取扱ニ立入達而相頼ハハ今般取調ハ通ニ而ハ余り莫大之金高ニも相成ハ間格別之勘弁致用捨異ハ様折合示談御座ハ間素々同家之好身ヲ存取扱人之頼ニ任せ金高之内七分通用捨いたし三分通りハ夫々証拠物之通可請取儀定ニ取極メ濟口証文奉差上ハ儀ニ御座ハ処矢張前々同様濟口議定金ハ勿論祖母慶雲ヲ預ケ置ハ品々を不相渡強勢申募り本家血道之祖母慶雲ハ八郎之住居迄可追払仕ハ而已ならず田畑居屋敷共質流地下執斗一同可行所も無之様仕成ハ剩祖母并兄福三郎ヲ鉄藏之物置納屋へ入置漸々露命ヲ繋居ハ儀ニ而歎敷次第ニ御座ハ然ル処父八郎住居ヲ拒ミ大坂表へ人別ヲ送り出ハニ付無廻天保十亥年八月中同所住居仕ハ処半兵衛ト申もの召仕ニ為入込同人儀実父之難渋ヲ付込諸証文類ヲ質物ニ相進メハ儀更ニ不心付証文四通質入ニ而大坂高麗橋式丁目長浜

屋佐七同国嶋下郡吹田村方屋弥兵衛同国同郡江口村栄次郎右三人之者、銀子九貫五百目借用仕甚歎キ御座ハ、召仕半兵衛儀実父所持之金子五百兩引負仕遂電いたし行衛相知レ不申風聞承りハ、相手方之廻し者由是又右証文預りハ者共ハ、鉄藏并弟西藏事東三郎等之姦斗ニ而小金ヲ以証文可奪取巧之由ト心付種々致他借右三人ハ質出ハ旨申聞ハ、処出吳不申敵敷詰談ハ、三人之申口ハ、実ハ東三郎へ下質ニ遣シハ、問度々及掛合ハ、処元銀九貫五百目ニハ得共利銀拾九貫弍拾八匁元利弍拾八貫五百廿八匁無之而ハ、差戻シニ不相成由不当之高利トハ存ハ、得共任申旨ニ前書之通出金請戻し申ハ、鉄藏儀ハ病死仕跡相統人弟東三郎へ掛合ハ、得共頓着不仕其後撰州東成郡中浜村庄屋源吾之儀ハ、簞之好身合ニ付折節慶雲病氣ニ有之同所へ立越源吾厄介中相手策次喜六罷越慶雲へ申聞ハ、今度地頭所申渡ニハ、本家血道之身分之儀ニ付東三郎ト和熟之上証拠物通取扱示談ニ相成ハ、間和州芝村へ可罷越由ニ付謀斗トハ不存祖母実父兄共彼地へ罷越ハ、処東三郎之手段ニ而檣同様ニ

仕成し他出為致不申様取斗一同馴合親子三人ヲ偽透し死地ニ落ハ、段歎敷奉存ハ、右ニ付諸夏不任心底ハ、間祖母実父ハ諸証文不殘私ハ遺狀ト俱ニ譲リ被吳申聞ハ、先年ハ相手同腹之者共申合我等母子へ毒殺之手段度々有之ハ、得共折能当難相遁ハ、右様数度之悪斗ヲ巧ハ、族有之迎も隣国之住居ニ而ハ、策次喜六等東三郎へ荷担之者共今般証拠物相譲リハ、始末承りハ、ハ、何様之変事出来ハ、哉も難斗片時も油断不相成ハ、問早々江戸表続キ柄之ものへ罷下リ於彼地明白之御吟味奉願、上年來之鬱憤ヲ相晴地頭所へ差上ハ、濟口之通不殘請取先祖之名跡相立我等死後之迷無之様抛身命ヲ丹精可致旨被申聞ハ、ニ付去ル弘化四未年七月申御領主御役場へ届濟之上人別送りヲ以御当地へ罷下リ親類ニ同居仕直ニ御訴詔奉申上度存ハ、共種々差支悪敷年月ヲ送りハ、ニ付猶又去亥年四月中私代清藏彼地へ差遣し相手并引合之者へ相届各姓名書差出ハ、様及掛合ハ、得共不殘役相勤ハ、もの共故差出し不申不当之挨拶ニ付同七月致帰府彼地之始末承りハ、処祖母慶雲当子七十八歳ニ相成本家

血道之身分ニ乍有之東三郎之手段ニ陥り親子共籠中之為
同様ニ而数刻之歎談承り不忍見□今般御訴詔奉申上ハ何
卒格別之以御慈悲相手銘々被為召出嚴重之御吟味被成下
置其余東三郎へ荷担之者共引合として御呼出し被下置巨
細御糺之上祖母慶雲実父八郎身分之儀ハ私へ被引渡且又
地頭所役場へ取扱人一同濟口証文差上ハ通預ケ銀并祖母
へ譲り受け諸色証拋物書類ニ引競不残相渡ハ様被為仰付
被下置ハ様偏ニ奉願上ハ以上

深川永代寺門前仲町

定七店

真三郎

嘉永五壬子年

煩ニ付代従弟

二月十五日

右願人 清蔵印

家主

定七印

〔他の一通は省略する〕

乍恐口上

一 馬場八郎と本家東三郎と出入ニ相成ハ訳柄并八郎味舌
下村住居中ノ所々漂泊之間之始末御尋ニ付左ニ奉申上
ハ

一 八郎東三郎本別之義者元文之頃東三郎先祖七兵衛ノ分
家仕田畑等仕分仕ハ右田畑本家東三郎方ニ支配仕罷
在ハ外去天保六未年八郎直支配ニ仕ハ外本家より年々
請取ハ作徳米多分御座ハして作徳米勘定出入去天保
六未年願上ハ外於 御役所ニ御糺之上取賤人御差加和
濟対談被仰付対談詰銀高六百貫匁之内三百貫目者永証
文同様式百貫匁当座渡五拾貫匁証文式通式ケ年ニ相渡
管夫々証文相渡差入下濟相調則其訳濟口証文相伝奉差
上一件相濟ハ義者地方御役所ニ御承知之義ニ付此段巨
細不奉申上ハ

一 八郎義去天保九戌年迄味舌下村住居罷在ハ外同年々大
坂江出稼ニ罷出翌亥年三月大坂嶋丁式町目油屋好兵衛
方同家引越ハ外同年ニ同所々内本町式丁目大和屋太郎
七代判太郎助死跡江引越罷在ハ外時東三郎兄鉄蔵ノ相渡

証文を以銀子不相渡出入鉄藏幾右衛門相手取大坂町
 御奉行所江被願上ハ付相手之者共被召出御糺相成ハ
 処本別之間柄仕分田畑之作徳米代銀之訳申上ハ処當時
 血縁薄薄之義御尋ニ付從弟ニ相当りハ段申上ハ処其訳
 委く墨引を以申上ハ様被仰付ハニ付別紙写差上ハ通元
 祖ハ當時東三郎迄之処墨引以奉申上ハ処本別ト申殊厚
 親類之間柄ハ間下ニ而対談ハ様被仰付願御下ケ相成ハ
 始末別紙写差上ハ然ル処続ケ合力願ニ相成是又別紙
 ニ写差出ハ其後内本町式丁目ハ玉造伊勢町江引越同所
ハ生国社人大藏大和守江罷越夫ハ南都 喜多院様江御
 家来被召抱去天保十三寅年十二月十四日右御院様御
 家来尾崎主馬筒井帯刀兩人伝奏御届ケ之趣ヲ以味舌下
 村被罷越御院様御家来馬場八郎江東三郎証文銀不相
 渡ニ付和□穩濟ハ様御引合ハ得共和濟不相調ハニ付天
 保十五辰年六月十五日南都 御奉行所江願ニ相成右始
 末別紙写差上ハ其後右御院様御領主様江御引取
 相成ハ始末存不申ハ此段御断申上ハ

一 八郎老母慶雲并福三郎真三郎村方差置天保十亥年三月
ハ八郎義大坂表罷越右三人之者難洪ニ付本家東三郎ハ
 為養料ハケ月ニ金壹分二朱白米式斗五升宛々為相送
 外ニ七月十二月兩度節季等迄為相送罷在ハ処去天保十
 一辰年ハ大坂天満靈府江罷越借家住居罷在ハ処翌巳年
 八郎御屋敷引取相成ハ砌右三人一緒御引取相成ハ其余
 者存不申ハ
 一 八郎味舌下村住居中身上身躰之義御尋ニ御座ハ得共右
 者南都ニ而出入之節返報書之内ニ委敷書願御座ハニ付
 別段不奉申上ハ此段御断申上ハ
 一 八郎悴真三郎宗旨人別之義妾腹之悴ニ而村方人別帳面
 江加不申ハ得共八郎実子ニ相違無御座ハ撰州嶋下郡宿
 原村近江屋弥兵衛方養子ニ参ハ義者存不申ハ得共先年
 南都出入之砌鉄藏ハ相渡ハ証文銀悴真三郎江讓右弥兵
 衛江八郎ハ差入ハ証文控八郎方ハ東三郎差出ハニ付別
 紙ニ写差出申ハ中浜邑源吾方引取ハ義者更存不申ハ
 一 清蔵国所宗旨人別并身上之義御尋御座ハ得共右者何国

之者共存不申_レ然共先年南都_ニ而東三郎八郎出入之節
喜多院様御祐筆_ニ而福井清藏_ト申者御座_レ此者_ニ而も
御座_レ歟常々八郎_ニ付纏罷在_レ右之者生所人別之有所
何国之者共存不申_レ

右御尋_ニ付此段書付以申上_レ尤大坂并南都_ニ而出入之始
末別紙_ニ写奉差上_レ以上

味舌下村

嘉永五子年

年寄

三月

三郎兵衛印

孫三郎 印

喜六 印

庄屋

為治 印

甚兵衛 印

乍恐口上

一馬場八郎倅真三郎_ノ私共相手取江戸町御奉行所不実出

郡方御奉行様

入被願上_レ由_ニ而去朔日御代官所御出郷被成下八郎并
母子共村方住居中村役人_ノ仕向取斗之義御調被成下奉
恐入_レ依之住居中取斗向并八郎母子共漂泊之詛当 御
藩中江御引取相成_レ迄始末手続書先般御代官所差上通
_ニ而右真三郎私共相手_レ詛自己之迷利根無御座_レ様奉
存_レ得共自然不行届廉も_レハ、無是非次第_レ得共必竟
私共掛_レ義を 御役所奉掛御心方之段何共御断之申上
_レ詛も無御座_レ重々奉恐入_レ乍去此段書付以御断奉申
上_レ何分御_□斗之程偏_ニ奉願上_レ以上

摂州御領分味舌下村

年寄 喜六印

嘉永五子年

久富策治

三月六日

病氣_ニ付

代庄屋甚兵衛印

馬場東三郎印

馬場孫右衛門印

閏二月廿一日出三月二日達東三郎一件御用状写

一別紙去十八日一封被入置の味舌下村東三郎相手取真三郎の町奉行所出訴一条ニ付谷村方江正太夫内談相成の処兼而之御頼ニ付至極心切申談吳□々同人義者右一件者未承知無之趣名前之者共御尋之義并八郎是迄不始末之働共相咄の而唯今之内御取斗方無之の哉及内談の処右等者不実出入と申して三奉行立会ニ而町奉行被取扱の義右之通名前等御尋相成の様相成のハ、三奉行共願書一覽相濟居の事ニ付無故相下ケの義出来間敷右願人真三郎清藏爰元住居ニ相成の処子細有之様ニも被存のニ付宗旨等送りも有之哉又者村方出奔ニ而爰元住居等相成事哉委敷取調御懸合有之尤取繕等有之の而者御不都合ニ付実々ケ様之記ト相分の丈巨細ニ取調有之右ヲ以兩人之身元調致のハ、不都合之義有之者又々取斗方も可有之のニ付早々右之処御懸合可被成の旨申聞の由且深川永代門前者公夏功者之者共寄合居の処ニ而甚不宜場所之よし咄居の旨有之の尙篤ト服部孫九郎へも申談相手呼出し不相成の様精々可申

談旨有之の右者不実出入事ニ付金銀出入違本公事ト申而三奉行立会之夏ニ付若御八判御渡ニ相成の而右願人持参相手村方相越可申の相手方追々出宿ト相成の而諸費等多分之夏甚迷惑ニ付遠国大和先方ニ而内済可相成□内済調共一旦者相手名前之面々出府之上双方共申分無之段連印ニ而申出の訳も有之の御八判御渡相成のハ、願方誠ニ強相成の間右様之夏ニ不至の様申談示度の有之可成丈心配いたし呉の様子ニ付頼母子存の何分同人取継り頼談可致のハ余ニ致方も無之且兩人身元之処取調遣し往返三十日斗相懸の旨断置の間呉々不後様取調差向可申様夫々申□之差図ニ随度の清藏者右一条ニ年来□塊ニ功者之方渡内談いたし本公夏ト相成の様不実之申立いたし其上ニ而追々申立の手段被察の弥御取上ケ相成のハ、如何様之義共申立の難斗追々掛り有之面々御呼出しニ至のハ、誠ニ不容易ニ付何分穩ニ相成の様一統申談心配罷の去ル十九日正太夫の一封以申入置のニ付承知有之夏ト存の尙又為急申入の谷村ニも服部方篤ト申談否可申越旨未沙汰

者無之ハ若其元之心得相成ハ義申越ハ、早々可申合様
可致存ハ先者此段申合ハ以上

閏二月廿一日 芝村

中老千賀又兵衛也

(朱筆) 御家老杉浦正兵衛也

正兵衛殿

市郎右衛門殿

(朱筆) 同 山下市郎右衛門也

尚々東三郎ニ者何れ出方筋有之ハ品能出宿ニ不及様至ハ、
重畳安心之義掛挨拶向者勿論之義夫々も頼談相越ハ
ニ付而者多少共入用有之義申迄も無之相心得居存ハ得申
添置ハ事ニ□存ハ

御勝手ハ懸合之一条者北町御奉行所ハ御達筋ニ付御呼出
シ有之何等之御達哉一向心当無之昨日村上三弥罷出ハ処
深川永代寺門前中町定七店真三郎煩ニ付清藏ハ其御領分

味舌下村東三郎相手取願出ハ尤孫右衛門策治喜六等名前
相違無之歟之旨御尋ニ付爰元ニ而者睨ト難分在所表江尋
可遣ハ旨申述日数者何日斗懸ト申哉申亥ニ付三十日ニ而
往返ニ懸ハ旨申述ハ処願書為及見ハ処長々數願面ニ中ニ
者慶雲毒殺致ハ与相工ミハ杯ト有之所持之品預置ハ処一
向返不申ハ當時者地頭馴合八郎を擒ニいたシ置ハ甚歎敷
夏杯種々様々之事共書入有之旨長文ニ而写取も出来不申
ハニ付名前文写取引取申ハ旨委細相究不申ハ由扱々不存
寄義当惑いたシハ最早ケ様之夏も有之間敷存ハ処全真三
郎爰元永住居相成ハ願立ハ積ニ而今迄延引致居ハ夏歟ト
被察ハ□キ八郎ト存願出ハ上弥御取上ケニ相成東三郎始
夫々呼出シ相成ハハ、誠大變ニ付今之処右様不至様心配
致度ハ右懸与力致宅談篤ト是迄之手続等内談いたシ度ト
存ハ得共中々面会者致不申ハ旨ニ付御頼之谷村方相懸内
話之上懸へ取合等頼談可及ハ余ニ致方無之ニ付御用人方
一統申談之上今夕正大夫相越ハ心得有之ハ且前文之通夫
々名前相違無之哉在所尋可遣□次第可申出ハ様ニ徳度達

しも無之様子三弥申居ハニ付若心得之願書為見置ハ直様御呼出し等ニ相成ハ而以之外衷故從是名名前等相送旨申述ハ迄者御呼出も無之事凡往返之日数等尋居ハニ而者右等之衷者有之間敷存ハ得共何分不安心ニ付其辺之処も承合旁谷村へ可罷越与存ハ何卒御取上ケニ不至様只今之内手段与存ハ初発ハ之手続不申述ハハ、而者難分ハ南都出入之処大概存居ハ得共其前之処扨不相心得ハ間最初ハ之手続巨細ニ取調認メ取ハ而早々被申越ハ様有之度ハ右ヲ以篤与頼談いたし衷立不申様取扱度ト存ハ今夕谷村江相越ハ上尚又見方御振合可申入ト存ハ得共手続書之処差急ハニ付不取敢一封以申入ハ委細者御勝手ハ名前書写等差向懸合可有之ニ付承知之上一日も早く手続書差向ハ様重役へも被申聞度ハ東三郎ニも承知いたしハハ、嘸当惑心配可致ハ何れ同人出方筋ニハ得共爰元へ罷下ハ様相成ハハ、不容易之義具々今之処ニテ手入御取上ケ不至ハ様いたし度一統申談罷在ハ尚追々申入ハ以上

去ニ二日出之御便り相達ハ御用状ハ具ニ致承知差急ハ御

撰州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究 (三)

用節も有之ハ得共何れ兩三日之内直封差出し可申ハ左様御承知可有之ハ以上

一江戸表へ名前書左之通

深川永代寺門前中町

定七店真三郎

訴訟人 從弟 清藏

撰州嶋下郡味舌下村

当時頭庄屋

相手 東三郎

同村元庄屋

孫右衛門

当時者右村地役申付丹後守

家来ニ而馬場孫右衛門ト申ハ

同村庄屋

策治

当時者庄屋ニ而者無之頭庄屋

申付ハ

七一 (五四七)

同村年寄

喜六

右之通相違無之い得共当時村方役前之者ゝ別紙帳面ニ印
形有之者共い事

右者三月八日之御便りニ江戸表被申出い名前書尤八郎身
上成行其外南都大坂ニ而出入訳初発ゝ之手続書ト一緒ニ
御遣可被下い

聞合覚書

一八郎倅真三郎義宿川原村近江屋弥兵衛江差遣しい者何
年已前之義哉宗旨之何之村ゝ差送何寺ゝ申い哉聞合

一其後宿河原村ゝ中浜村江又々養子遣しい趣是も何年跡
之事哉夫ゝ江戸表罷下い此義も何年跡ニ而宗旨相送何
村之何寺ゝ江戸表江差遣しい哉又者宿河原村ゝ中浜村
江送りい上ニ而出奔欺相對離別ニ而も可有之哉中浜邑
源吾方ニ者何年之間居い哉夫ゝ直ニ江戸表罷下い哉聞
合
一真三郎ト清蔵トハ從弟之続之由是者宿河原邑ニ而之続

い哉中浜村ニ而之続い哉右清蔵義者何村之任人ニ而御
地頭何方様ニい歟何年迄者何村居当時江戸ニ居いハ、
宗旨者何れ之村方より送出し江戸住居ニ相成い者何年
已来之事ニい哉聞合

右三点聞合造成帳面ニ相認メ可差出い右者村方下役之も
の江申付下村ゝ之聞合之心得ニ而者あしく下役之働ニ而
聞合可申義肝要之事

但明日引取明後九日ニ相成早々承合十日ニ当方江聞合
之書付之儘無間違持参可致い様取斗可申い事

三月七日

深川永代寺門前中町

定七店

真三郎

煩ニ付代從弟

訴詔人

清蔵

摂州嶋下郡味舌下村

当時頭庄屋

相手

東三郎

右真三郎実父

馬場八郎

同村大庄屋

同 福三郎事

孫右衛門

右真三郎兄

馬場環斎

同村当時頭庄屋

右八郎者主水陣屋和州芝村罷在足輕小頭役相勤環斎義者

策治

茶坊主相勤当時江戸表屋敷罷在

同村年寄

一真三郎義八郎二男ニ相違無之趣得共妾腹ニ而大坂曾

喜六

根崎辺ニ而致出生由同所播磨屋忠兵衛支配借家田中屋

右村役名前相糺い処右之通御座い此段御届仕い以上

清藏方ノ宿川原村近江屋弥兵衛方江養子参り弘化四未年

——内

二月撰州東成郡中浜村庄屋源吾方養子参い由ニ而同年三

四月十二日

渡辺正太夫

月頃右源吾ノ人送之送差出い歟寺ノ差出い歟相分不申江

深川永代寺門前中町

戸表江罷下い歟ニ相見申い天保十亥年九月八郎義大坂内

定七店

本町式丁目ニ住居之節東三郎兄鉄藏外老人相手取約定銀

不実出入御訴詔人

真三郎

出入同所 御奉行所江願出い処本家別家之間柄之詎御吟

煩ニ付従弟

味之上御利害ヲ以合力出入江相直下ニ而対談仕合力銀六

清藏

貫八郎江貫請濟口証文差上い

織田主水家来

一同十五辰年八郎義南都喜多院御家来ニ相成馬場八郎と

撰州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究(三)

七三(五四九)

守様江御差出相成銘々御返答書差出い処御利害之上願
下仕い此度御訴詔い証文書ト申立ニハ右之証文可有之哉
と相見申い

一前書福三郎事馬場環斎義者本家東三郎其外親族共義打
寄別家相統為致可申与也内存之趣ニ御座い

右者御尋之義ニハ無御座い得共前文之通家来馬場八郎二
男真三郎義領分之者共へ懸りい而出入相企い義真三郎右
代罷在い清蔵義前文曾根崎村田中屋清蔵ニ御座い哉ニ奉
存い以上

御名家来

(朱筆)

御用人 渡辺正太夫

四月十二日

〔「御用状文写」は解説文中に登載する〕

嘉永五子年六月於大坂旅籠屋無
理印形取い対談議定書并銀証文
之写

差入申議定之事

一当村東三郎孫右衛門策治喜六相手取不実出入去二月中
井戸対馬守様被願上則 御尊判頂戴被相附依之銘々出
府御吟味可請処素々親類之好々を存家名相統之手当ニ
預置い諸式一統立会之上取調不殘可相渡之処年月相立
い中者不分明之口々も有之右ニ付八郎殿慶雲殿真三郎
打合其内江左之通相渡い

一当銀百拾貫匁 今度出府迄ニ相渡

一銀六拾貫匁 新規証文ニ改書ケ月

五朱之利ヲ加

但此分当子年十月切銀式拾貫匁相渡可申い

来丑年十月切同廿貫匁相渡可申い

来寅年十月切同式拾貫匁相渡可申い

一東三郎所持之田地居村高百七拾石之内高反別平均割合
を以高四拾石分別紙之通一統帰村之上取調其元殿望之
場所割渡本紙証文ニ相改相渡可申候

一慶雲殿所持屋敷地 書ケ所

但御領主様ノ地子免許相成分東三郎入込ニ相成
分此度相改差戻可申イ

年寄

孫三郎印

右之通相添八郎殿慶雲殿福三郎殿三人身并人別送り共

同

真三郎殿并親類源吾殿江引渡和熟内済之対談仕イ処尤被

三郎兵衛印

存双方無申分出上下ニ而可為相済旨御承知ニ相成イ段一

庄屋

統□存御趣意大切之義者慥ニ承知仕 御判物道中太切ニ

甚兵衛印

仕御差日四日以前着御届奉申上イ段奉畏イ於彼地双方申

江戸

合済証文奉差上イ為後日儀定一札依而如件

真三郎殿

撰州嶋下郡味舌下村

□□

嘉永五年

相手 東三郎印

清藏殿

子六月

年寄

撰州中浜村親類

同 喜六印

源吾殿

大庄屋

(付箋)
当六月中浜村源吾家出致イ夏

同 策治印

当時八郎身分之義者

元庄屋

京都東園殿御内ニ而大阪表ニ

馬場孫右衛門印

旅宿いたし居申イ事

右之通一統承知仕相違無御座イ

撰州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究 (三)

差入申一札之事

孫三郎印

一 当村東三郎外三人相手取去二月中於江戸表不実出入被

同

願上則

喜六印

御尊判頂戴仕恐入下ニ而对談仕度銘々取扱を以東三郎

同

方預置の諸式返済之内江東三郎所持居村高百七拾石之

三郎兵衛印

内高反別四拾石分字地所相改真三郎殿江帳切致相渡の

庄屋

上別紙議定之通当村方其儘ニ預置右作徳米村方より年々

甚兵衛印

無豊凶相渡可申の約定相極の処

同

御判物持参御差日迄之間無之義ニ付右字地所之義者出

為治印

府仕济口御聞済之上帰村早々取斗可申旨及御談の処御

大庄屋

承知被下然上者前書之通帰村次第無異変字地所相改其

策治印

許御望之場所無相違急度相渡可申の勿論当子年より作徳

江戸

真三郎殿

米相渡可申義是又相違無御座の為後差入申一札依而如

撰州中浜村親類

件

源吾殿

撰州嶋下郡味舌下村

嘉永五子年

東三郎印

六月

年寄

預り申銀子之事

一 銀貳拾貫匁也 但利足壹ヶ月五朱之定

右之銀子我等中江慥ニ預申処実正也然上者当子年十月限定之利足加元利無相違急度返済可仕ハ萬一連印之内何様差支出来ハ共相殘印形之者ハ弁銀仕急度返済可仕ハ為後日銀子預証文依而如件

撰州嶋下郡味舌下村

嘉永五年子六月

銀預主

東三郎

同断

為治印

同断

策治印

江戸

真三郎殿

撰州中浜村親類

源吾殿

右之通文面同断預証文式通

撰州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究(四)

都合三通ニ而銀高六拾貫匁也

差入申質物証文之事

一 越石米八石也 但鳥飼井路敷村方持之内

一米引物八石也 但村方提敷井路敷

右者我等所持御座ハ此度銀子入用ニ付其元殿質物ニ差入金百五拾兩慥ニ請取預申ハ処実正也然上者壹ヶ月壹歩之利足加当十月廿日切元利無遲滯急度返済可仕ハ萬一限月ニ至金子返済相滞ハ、書面之質物致帳切無異義其元殿相渡可申ハ其時一言之申分無御座ハ為後日金子預り質物証文依而如件

味舌下村

嘉永五年子年

質入金子預主

六月

東三郎印

請人

同上村

儀右衛門殿

七七 (五五三)

外ニ上村所持之田地質物差入金二百兩借用証文巻通文面
覚不申

借用当名者

上村

為右衛門殿

坪井邑

清右衛門殿

上村

藤次郎殿

口達

此度馬場東三郎馬場孫右衛門久富策治年寄喜六相手取真

三郎ノ関訴ニ付

御裏判至来右内済相調ハ銀辻急勘弁東三郎病氣柄前後善
別弁茂無之ニ付難行屈趣ニハ間右親類共并村役人一統申
付者尤東三郎所持之田畑引当ニ差入如何様とも取斗右調
達致遣シハ迄其方迄其方共へ自然後難出来ハ共決而難儀

ニ不相成ハ様取斗可申ハ間無心置右済銀調達致遣シ可申
段申達ハ以上

但し上三ヶ村田畑も同様取斗可申ハ以上

嘉永五年

六月八日

谷口次大夫印

丹羽彦弥印

馬場東三郎

親類共

下村

役人一統

一札

一当村東三郎外三人相手取不実出入当二月中真三郎代清
藏々被願上ハ七月二日対決之上御尊判頂戴奉畏ハ処下
ニ而对談任ハ別紙規定之通り内済相調ハ然ル処当銀百
拾貫目願人帰府被致ハ迄可相渡約定之処銀子調達出来
兼当月晦日迄延引之義御承知ニ相成 御上様之義ハ下

ニ而対談行届い得共渡し銀調達中御日延可願上心得ニ
而願人清藏殿并ニ当村代人等致出府い義ハ何共奉恐入
い義ニ付尚又致頼談い処左之通

一銀百拾貫目 内六拾貫八百拾式匁五分

今廿日迄ニ四ケ度ニ相渡ス

残銀四拾九貫百拾七匁五分

当月晦日迄ニ相渡ス証文差入

右之銀子不残相渡しい上濟口可奉申上管之処銀子不調
ニ付残銀証文江戸願人清藏殿方江来月二日ニ濟口御断
奉申上呉い様御申遣し被下い様及頼談之処御承知被下
則今廿一日其許殿ハ願人清藏殿江濟口断之旨御書状被
下い義ニ相極りい乍併願人之存寄且遠方之義若書状延
着等ニ而二日濟口不相調義も難斗旨相心得居い事
前書之通りい上ハ残銀証文之通り当月中ニ急度相渡シ
可申い且又本紙規定之通り証文六拾貫目之義ハ夫々限
月之通り元利急度相渡可申い本人東三郎ニ不抱我々中
ノ規定之通り聊無相違相渡し可申い勿論東三郎方江八

郎ノ如何躰之書類取之い義万一有之い共別紙為取替書
有之上ハ互ニ可為反古い若異変之義有之いハ、如何様
共御申立御吟味御頼可被成下い為後日一札依而如件

味舌下村

嘉永五年六月廿一日

策治

馬場孫右衛門

請人

孫三郎

庄屋

甚兵衛

江戸

真三郎殿

親類中浜村

源吾殿

証札

一銀百拾貫目也

右者馬場東三郎相手取江戸真三郎願立ハ一件対談濟方
銀調達中中浜村源吾江相渡ハ外相違無之ハ右者近々内東
三郎所持之田畑ニ而夫々返濟可取斗含相違無之ハ仍而証
書如件

嘉永五子年

六月廿六日

谷口次大夫印

丹羽彦弥印

千賀又兵衛印

馬場孫右衛門殿

久富策治殿

外村役人共

差上申濟口証文之事

嘉永五子歳七月濟口証文之写

深川永代寺門前仲町

定七店

真三郎煩ニ付

同居親類

訴詔人 清藏^①

不実出入

織田主水様御領分

摂州嶋下郡味舌下村

大庄屋

相手 東三郎^②

元庄屋

同 孫右衛門^③

庄屋

同 策次

年寄

同 喜六

右訴詔人真三郎煩ニ付代同居親類清藏奉申上ハ真三郎実父八郎義ハ織田主水様御領分摂州嶋下郡味舌下村ニ而先祖七兵衛ハ高五拾六石余所持仕前書相手東三郎別家ニ而百姓相統仕父八郎祖母慶雲兄福三郎三人暮罷在真三郎義者四男ニ而幼少ハ大坂 御城代様御役知同国東成郡中浜村庄屋源吾義者重縁之ニ付同人方人別加置身分ハ父八郎手元ニ而養育を請罷在ハ然ル処父八郎義身上不如意罷成無抛身上相仕向相手東三郎江一統同居仕所持之諸式其外不殘同人方預置ハ其儘掠取ハニ付催促仕ハ得共相渡不

摂州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究 (三)

申剩謀斗を以八郎田畑居屋敷迄質流地取斗可行所も無之ハ様仕成シ無余儀去ル天保十亥年八月中八郎人別送持参ニ而大坂表仕居仕ハ処相手之者不実之事共有之慶雲福三郎儀ハ東三郎物置納家入置無慈悲取斗有之既ニ慶雲病氣之節も棄用不行届無抛同十五辰年二月中午病中福三郎召連孫算源吾方引移厄介相成居其頃八郎儀者大坂表仕居相仕廻奈良喜多院江奉公仕仕所相手之者共馴合を以御領主浪人福田紋治郎と申ものを喜多院為入込八郎難勤様仕成シ八郎ハ暇願出ハ処相手御領主御家来美並武右衛門殿と申仁元取扱人ニ有之芝村町人綿屋喜市と申者ハ紋治郎弟ニ而内外働同御家来太田甚吾殿と申仁申合八郎江暇被遣ハ節喜多院御家来尾崎駐殿ハ御領主御家来小林寛兵衛殿江八郎身分御引渡之節被申聞ハ義者御領主ニ而相手東三郎不実之始末取調八郎百姓再興致可遣御頼之由被申渡猶又御領主代官谷口次太夫殿同美並武右衛門殿并味舌下村役人共立合ニ而八郎家名取立ニ相成ハ趣実意申聞且源吾厄介相成ハ慶雲方江者相手之内策治喜六罷越御領主ハ

御沙汰と偽り今般東三郎掠取の口々共御調相成の由申聞
 和州芝村江參八郎ニ同意致數年之鬱憤を晴可申杯品能申
 聞の問右式人共問柄と申の村役人ニ付実意ニ存取担任慶
 雲福三郎共芝村江參りの所御陣屋内明古家入置八郎同様
 禁足ニ相成の様取斗其後銘々寄付不申全東三郎孫右衛門
 策治喜六申合御領主御役人と馴合三人偽透し死地落し入
 一命終いの相待の始末全東三郎奸悪を相隠八郎慶雲出訴
 可妨手段ニ相違無之歎ケ數奉存の真三郎義者中浜村罷在
 当難を相遁の得共其後便無之源吾芝村罷越の処面会为致
 不申擲[㊦]同様義承真三郎初姉共悲歎ニ沈みの得共無詮方右
 東三郎為ニ者恩人之伯母慶雲義当子七拾八才ニ相成露命
 旦夕ニ迫りの者ニ苦痛為致自分者有福之力を以強情不当
 之取斗之段残念至極之義ニ奉存の処去弘化三年十二月
 中真三郎ニ親類相添芝村へ參の様慶雲が申越漸々面会仕
 の処東三郎始相手之者共數年之間不実之始末孫之真三郎
 へ証拠之書物ニ祖母実父先連印之遺状を添讓渡何卒一統
 存生中江戸表に罷下り御訴詔奉申上以御慈悲非道落入の

鬱憤相晴の様可相成左のハ、先祖之孝道相立の義ニ付身
 命を不顧丹誠可致旨申聞の得共若年之真三郎一己ニ可仕
 様無之親類助成を以同四年七月中御領主御役場の人別
 送御添翰奉願上の処人別送免許之古例無之の間無高者ニ
 のハ、村法仕来を以江戸住居可仕旨御聞届相成の故御当
 地江罷越親類共便其後所々転宅仕當時住居仕の処六ヶ年
 ニ相成同申年四月中相手之者のが御当地迄人を廻し真三
 郎江謀言を以芝村罷在の三人もの共御領主が御沙汰ニ而
 入牢致居の旨申聞のニ付驚入同五月朔日御当地が真三郎
 老人味舌下村江罷越百性政右衛門と申者便祖母実父成行
 相尋の内相手孫右衛門方被呼寄日數三日之間留置真三郎
 人足添御領主御陣家為送三人同様可留置手段御座の処其
 御祖母実父兄共面会仕種々異見請全東三郎謀斗心付後悔
 仕の折柄御当地が私義無心元存尋登真三郎面会仕右之次
 第承り驚入御陣屋立出孫右衛門村方并隣村庄屋村役人等
 至右始末届置真三郎同道帰府仕の後又々年月相立のニ付
 慶雲八郎が數度催促有之少しも可等閑所謂無之の得共差

支之事共ニ而及延引其内相手村方真三郎代として私義再
三罷越引合ひ得共嘲笑居不法申之ハニ付昨亥年六月中相
手銘々姓名書可差出ハ様申聞ハ得共一同村役人ニ付差出
不申弥不実之取斗而已ニ而難涉至極仕ハ間無是悲当二月
十五日井戸对馬守様江御訴詔奉申上ハ処今二日双方
御評定所江可罷出旨之

御尊判頂戴相手方相付ハ処取扱人立会得与取調ハ処一鉢
右始末之義者相手東三郎と者同家ニ而先祖ハ高五拾六石
所持仕百性相続仕ハ処八郎義ハ病氣者ニ而相続相成兼身
上向不如意ニ相成ハニ付所持之譜式其外不残ハ東三郎方
預置八郎義者奈良喜多院江奉公住致ハニ付祖母慶雲兄福
三郎義者東三郎存寄を以御領主様相頼御長屋内江差置其
後八郎義も同様扶持致ハ得共不自由勝故預置ハ譜式并居
屋敷其外共被掠取ハ義与彼是疑惑致真三郎江難涉之旨相
歎申聞ハ故同人義も親子之事故心外ニ存今般御訴詔申上
ハ次第ニ相成曾又相手東三郎其外之者共義者八郎伴兩人
之成長之上ハ如元百性ニ見立可申心得御座ハ得共兎角等

閑ニ相成ハ義故双方共行違相成ハ段事柄相分申ハ依之懸
合之上先年八郎所持田地質流地ニ相成ハ高五拾六石義者
此度相手東三郎所持居村高之内高反別四拾石内分仕祖母
慶雲兄福三郎三人共御領主様ハ味舌下村御引渡ニ相成同
所ハ訴詔人江引取并其外譜式預ケ金之内金九百五拾兩請
取其余者不足仕素々旧縁之好身立戻向後相互睦々合八郎
義者追而百性再興可仕管睨与取極対談行届ハ間此上御吟
味御願可申上筋毛頭無御座以来双方無申分右出入熟談内
濟仕偏ニ御威光与難有仕合奉存ハ然上者右一件ニ付以
後御訴詔ケ間敷仕間敷為後証濟口証文奉差上ハ処如件

嘉永五子年 深川永代寺門前仲丁
定七店

七月二日 真三郎煩ニ付

同居親類

訴詔人 清藏 印

家主 定七 印

五人組 伊助 印

同 權治郎 印

名主伝左衛門

庄屋代

煩ニ付代

同 儀右衛門印

重兵衛印

右宿

数寄屋町

織田主水領分

藤兵衛地借

撰州嶋下郡味舌下村

市郎右衛門煩ニ付代

大庄屋 東三郎

清吉印

元庄屋 孫右衛門

御番所様

兩人煩ニ付代

相手 豊三郎 印

〔①付箋〕

庄屋 策次

本文ニ真三郎与御座ハ得共此名前不審ニ奉存ハ私心当リ

年寄 喜六

御座ハ真三郎与申もの者八郎与申もの之倅ニ而大坂麴町

兩人煩ニ付代

ニ罷在ハ者ニ而同人者何等之子細ニハ哉天保十亥年九月

同 常治郎 印

十一日同所出奔いたしハニ付同月十四日大坂町御奉行所

年寄

様江御届ニ罷成除帳被致ハ義ニ而外ニ真三郎与申心当リ

差添人

無御座ハ然を本文ニ真三郎与書頭ハ者全清藏倅ニ而松之

助与申ものを真三郎与改名為致深川仲町江借宅致奉出訴
い義ニ相違無御座右者清藏義何れ被頼い哉品々取巧御
上様を偽私江難儀相懸い義ニ御座い間此段潔白之御吟味
奉願い

〔②付箋〕

本文大庄屋東三郎与有之い得共大庄屋ニ而者無之頭庄屋
ニ有之且私義者真三郎杯与申未聞不見之もの懸り合受
い覚更ニ無之一鉢私兄常三郎義者先年前書大坂麴町真三
郎親八郎与出入およひい義者有之い得共私者右ニ抱り合
一切無之如何ニも不審ニ奉存い間幾重ニも御吟味被成下
置い様奉願上い

〔③付箋〕

元庄屋孫右衛門与有之い得共四五ヶ年以前領主家来ニ
相成居い義ニ御座い

〔④付箋〕

本文八郎義私方同居仕所持諸式預置い杯申立い得共偽ニ
御座い一鉢八郎先祖者私先祖高五拾六石余分遣し別宅
罷在い処八郎代ニ相成同人若年之頃身持不埒之ものニ
有之然処私父東三郎病死致私兄常三郎義幼名鉄藏与申其
砌家内諸世話行届兼いを右八郎若年もの見掠領主役人
江取入後見相願押而私家内江乘込諸事自儘之取斗およひ
自分者放蕩而已相働い故借財多分相嵩いニ付親類打寄領
主役場江願出い処八郎義改心之上一札差出いニ付借財之
義者親類共ニ而相濟則八郎所々江差入い証書類取調帳
面親類立会相改い事故八郎義私方江対し一言之可申様無
之次第ニ相成いニ付俄ニ悪斗を以行立方無之間高之内五
拾六石余田地を床分致呉い様申出い得共右者先祖ノ議定
も有之いニ付相断い処親類孫右衛門を荷担ニ引入兩人ニ
而若年之鉄藏を申勸メ先祖之儀定を破り押而田畑床分を
受取一兩年之間自分支配致い中猶又領主役人を取捨無跡
形作徳米滞出入を企天保六未年中領主役場江願出いニ付

双方御調を受年々之立合勘定帳を以返答致し処役場ニお
 ゐて善悪之無差別和州新泉村大庄屋武右衛門孫右衛門兩
 人江濟方対談為致し様取扱被申付し得共素々作徳米滞無

之故押而清勘定願し処日々役場ニおゐて鉄蔵を盜賊同様

之責有之役人之申付ニ而鉄蔵居宅江武右衛門罷越土蔵其

外其家内を封印相付しニ付吾人之老母悲歎ニ沉罷在し義

ニ相成鉄蔵者前書之通日々之責故病氣相発しし得共御慈

悲之御沙汰者無之猶嚴重之責ニ預り苦痛之折柄押而対談

申進メ則当銀貳百貫目八郎江可相渡之約定ニ而漸一命を

助り帰宅致し得共右様之大金出来不申八郎之奸斗ノ領主

役人非道之取斗故村役人江相届江戸表江罷出訴可致し

相断し処親類共打寄老衰之母吾人を差置遠路を下りしハ

、老母之歎如何斗与種々申有しニ付鉄蔵義無念を相懲無

是悲右銀貳百貫他借致八郎江相渡し義ニ有之且八郎義者

其後私方ノ床分致遣しし田畑共家屋敷ニ至迄村方におゐ

て入札いたし売払天保九戌年中大坂表江罷出し義ニ御座

し前書之通八郎義者種々悪事を巧不孝不義之所業致し事

故私方江所持之諸式可預ケ謂無之且又私兄鉄蔵義も何一
 品ニ而も可預申謂無之此段御賢察被成下八郎被召出御吟
 味奉願上し

〔⑤付箋〕

本文物置納屋江入置無慈悲之取斗有之趣書面書飭し得共

右様ニ無之八郎義天保九戌年中大坂内本町貳丁目住居ニ

罷成翌十亥年中身上不如意ニ相成私方ニ貸金有之旨を以

同所御奉行所様江願出し処貸金之筋者相立不申し旨ニ付

合力願致鉄蔵事常三郎并私兩人を相手取しニ付被召出共

方共者伯父甥之間柄故合力致遣し可申旨御利解ニ付則常

三郎ノ銀拾貫目八郎江合力致遣しし後翌子年十二月申八

郎母慶雲八郎伴福三郎真三郎兩人を召連合力受け得共又

々必至之難渋ニ而立行方無之路頭ニ行し旨一向相歎参し

ニ付八郎者悪斗相企し得共老人子供者不便ニし間則村内

嘉兵衛与申もの流ニ受取し間口四間奥行六間之居宅江

右三人を差置翌丑年正月ノ月々米七斗五升金三步式朱ッ

、手当差遣し置け処四ヶ年相立天保十五辰年正月申慶雲
義召仕居け下女を以俄ニ大坂表江立越け旨申断立出け義
ニ有之然を無慈悲之取斗杯与訴状書飭け段難得其意前書
之通彼等必至之節者其度々私方之恩義を乍受事を巧け書
綴方心外至極ニ奉存け

〔⑥付箋〕

八郎義如何成手段を以南都喜多院江住込け哉其次第者相
弁不申け然処天保十五辰年七月四日大坂御奉行所様より明
五日東三郎并幾右衛門兩人可罷出旨御差紙ニ付則罷出け
処此度南都御奉行所より右之もの御調之筋有之可罷出様申
来け間早々彼地江可罷出旨被仰渡翌六日南都御奉行所江
罷出け処八郎義者喜多院御家来馬場八郎与名乗訴訟け
ニ付其始末御調相成度々書付を以始末申立け尤其節領主
家来美並武右衛門殿孫右衛門殿差添人太田甚吾殿以前取
扱之廉を以御呼出相成始末御尋相成是又夫々書付を以奉
言上け処同十一月十四日双方被召出別紙之通口達書を以

被仰渡則願下被仰付け義ニ御座け一件中案内諸雜用等相
掛難洪仕罷在け処江其後翌巳年三月中大坂表俵屋太兵衛
与申方江領主用人千賀又兵衛殿太田甚吾殿美並武右衛門
殿出張之上私被呼出被申聞け者八郎義度々御奉行所江出
訴仕け義御上御称号ニも相抱り可申け此度同人身分思召
を以帰住被申付依之同人引取ニ付諸入用相掛け間其方者
本家之事故当時金五百両可差出尚又撫育方之義者巷ヶ年
ニ銀老貫三百目余に相定年々可差遣様被申聞けニ付驚入
右八郎義者是迄本別之義も不相弁度々本家を取惱し殊ニ
領主之外聞ニも抱りけ義も不顧不届至極之ものニ有之け
間其儘ニ御差置被下け様相断け得共取用無之立腹之躰ニ
而領主より之申付を相拒けハ、取斗方も有之其方為筋不宜
杯若年之私与見込不法之取斗方与者存け得共領主權威ニ
恐入素々鉄蔵より八郎江相渡け銀子之義者去ル天保八酉年
御上様御用弁仕置け間右銀子御下ヶ之上如何様共御取斗
被成下度段其前手続之者者和州八木村源三郎与申ものニ
有之同人を以願け得共聞届無之当惑仕け得共領主之思召

与有之儀故不得止事源三郎を相頼同村ニおゐて金五百両
 他借仕則別紙証抛物之通書付取之差出申ハ猶又撫育方之
 義者御用弁金年々利足御下ケ有之節右之内ニ而直渡しニ
 遣しハ約定ニ御取斗御座ハ勿論八郎慶雲所持有之ハ証札
 書類等不残役場江取上其方江相渡向後本家直引合等も不
 為致ハ様右者領主ハ取斗可仕猶又書類之義者外方江引当
 差入銀子借用有之趣故其方ハ渡し金之内を以早速取戻し
 相渡可申ハ為安心之御書下ケ被遣置ハ約定ニ而出銀仕ハ
 儀ニ御座ハ猶其上慶雲義も大坂表ハ引取ハニ付諸入用銀
 八百四拾匁可差出旨孫右衛門ハ申聞ハニ付是又無抛差出
 其後八郎慶雲芝村住居中も役人衆相頼折々無心申懸ケハ
 ニ付其時々差遣しハ義ニ御座ハ且八郎慶雲帰住之義者領
 主役人存寄を以取斗致ハ其余者一向相弁不申福田紋二郎
 杯与申者如何成者ニハ哉面会仕ハ覚毛頭無御座ハ事

〔⑦付箋〕

右寐兩人帰住被申付ハ義者甚以迷惑至極奉存ハ儀御座ハ

其訳者八郎義是迄数年来之間巧事而已仕領主役場を始所
 々御奉行所様ニ而度々偽を書類し奉出訴本家を取悩ハし
 段人外之義ニ付私共先祖江対しハ而者不義不孝之喻可申
 様無之世間外聞も御座ハ義ニ付八郎江出銀等仕ハ義存も
 不寄ハ殊撫育抔遣しハ義出来不申此度帰住被申付ハ節其
 段相断ハ得共聞濟無之無抛承知仕ハ義ニ御座ハ何之子細
 有ハ而歟私義領主役人并村役人与馴合三人之もの擒同様
 ニ仕謂無之同人共義者何方ニ罷在ハ共少も差支之義無之
 小八郎義取初取工ハ手手段無之領主役人江便り難波相歎
 申ハニ付領主役人も旧悪露頭を恐聞濟之上帰住申付ハ義
 与奉察ハ逆賊同様之八郎義多分之費不願帰住被申付ハ剩領
 主ニおゐて八郎を被召抱ハ義以外之義ニ而歎敷奉存向
 後又々如何成不法之取斗有之ハ哉も難斗私共此上何様難
 題被申懸ハ哉与恐怖仕恐々一身を慎ハ罷在ハ義ニ御座ハ
 此段御賢察被成下ハ様奉願ハ

〔⑧付箋〕

去ル子年五月廿一日訴詔人清藏村役人方江御尊判持參仕
ハニ付奉拜見ハ処品々取巧不殘偽書頭シ有之ハニ付始末
取調度存罷在ハ処江領主代官谷口次太夫殿郡方奉行丹羽
彦弥殿大坂松屋町多田屋善兵衛方江出張之上銀濟内談被
申付ハ得共濟方可仕筋一切無之ハ間相断帰宅之上一件諸
書物等取調罷在ハ処領主々下知之旨ニ而他之出入を差留
私宅江頭百姓三四人宛敵數番人を付置重キ召人同様之取
斗ニ有之ハ得共領主々之下知ニ付無致方慎ミ罷在ハ処六
月七日御用之義有之旨ニ而足輕考人村役人方々案内ニ而
私を召捕同様ニ引立大坂表右多田屋善兵衛方江被連行ハ
処中老役千賀又兵衛殿丹羽彦弥殿谷口次太夫殿出張之上
村役人孫右衛門策治甚兵衛喜六其外組合村役人頭百姓ニ
至迄凡三拾人斗其場ニ相詰居私考人の中ニ取巻無駄之強
談およハハ始末誠ニ非道之取斗与者乍存炎暑之折柄昼夜
共一間ニ被取籠敵數番人を被附置兩便之外者禁足故終ニ
病発仕既ニ一命も危駄ニ相成右様不法之始末心外至極殘
念与者乍存逃出シ可申手段無之処私母貞廣ハ六月廿七日

其段大坂町御奉行所様江奉封訴ハ処願書留置ニ相成翌廿
八日早朝右出役之ものハ私江申聞ハ者一先帰村可致様申
渡俄ニ出役人并村役人其外之ものニ至迄離散仕ハニ付漸
相遁ハ義ニ御座ハ則右封訴之写奉入御覽ハ其後私義治療
を加へ追々全快ニ付御差日延日ニ而奉恐入ハ得共出訴ハ
たし返答仕度同所御奉行所様江御添翰願ニ罷出ハ処被仰
渡ハ者其方代平次与申もの村方ハ罷出出府仕ハニ付其段
相心得可申旨被申渡ハ問驚入右之趣村役人江相尋ハ得共
子細を不申聞ハ故私義不審ニ付案心不仕ハ間則出府仕江
戸宿數寄屋町藤兵衛店市郎右衛門方江罷越承札ハ処北御
番所様御懸リニ而深川永代寺門前仲町ハ撰州味舌下村江
相懸リハ御尊判一件者豊三郎与申もの村方ハ罷出願人清
藏与対談之上濟口差上帰村致ハ旨ニ付右濟口証文之写借
受一見致ハ処文言之内金九百五拾兩田地四拾石真三郎江
相渡可申与書載右者私江一応之申聞も無之豊三郎義願人
清藏并領主役人与馴合悪巧を以品々取捨而已致御上様を
偽奉欺濟口証文差上私江難儀相懸ケハ巧を仕組殊ニ大阪

表御添翰之名前坏者歴然偽を申立重々不法之始末ニ付其節私義北御番所様江有躰申立奉歎願い得共右一件济口ニ相成い上者御吟味之不□及御沙汰旨被仰渡い義ニ御座い前条之次第故何卒御憐愍之以御慈悲豊三郎其外之もの共被召出明白之御吟味被成下私安穩ニ相成い様偏ニ奉願上

〔嘉永五子年八月願書下案〕

〔端裏書〕 「不用」

御添翰頂戴相成い間則出府右之段奉申上い処前書之出入者先月二日御評定所江济口証文奉差上落着相成い儀ニ付此上前段奉出訴い者格別右出入ニ付御添翰頂戴出府仕い

儀ニ而者今般御吟味之難被及御沙汰旨被仰聞奉恐入い併被前条之通願人真三郎与今般相手取い元庄孫右衛門外式人并当村役人共兼而馴合訴状面取拵以之外之儀奉出訴御尊判頂戴仕い儀ニ而右者先年真三郎親八郎が取置い一札有之御吟味被成下置い得ハ万端相分い儀ニ御座い右趣之訳ニ付

御尊判頂戴以来他村親類共江面會不相成様私江番人附置大暑之砌手込之取斗ニ而既ニ病氣附い程之儀ニ有之刺印形を取上ケ右様勝手儘調印いたし私不存代人を取拵济口証文奉差上不法至極之取斗右之次第ニ付此上出訴可致存い共中々以村役人共ニおめて添翰差上不申殊ニ私母貞廣より領主家来非道之取斗有之旨其外早々大坂町御奉行所江御訴申上い趣夫々先方江相聞猶一同馴合济口相成い儀を私儀御添翰頂戴出府仕い儀ニ付此儘帰村仕いハ、私共親子之身分何様手込嚴重之糺明可被申付哉難斗且又右一件济方ニ付凡金千両程私印形を以領内有徳之者々為差出分取いたしい様子ニ有之依而者此上私身上右济方江引向

式十八百兩

相成ひ儀者必定之儀ニ而左ひ得者数代相統之家名一時ニ断絶仕往々親子行方無之差当り私共身分難渋および儀者眼前ニ而此節私身分可取押手配等も有之様子粗承知仕別而母廣広身分ニ相掛ひ儀歎ケ敷奉存ひ尤証拠もの夫々持参仕ひ間何卒以

御慈悲前書之始末一応御吟味之上私共親子之身分難渋不落入ひ様御憐愍之御沙汰偏ニ奉願上ひ以上

(端裏書)

「御添翰返上ニ而」 山本屋清吉認

着御届ケ下書」 不用」

乍恐以書付奉申上ひ

織田主水領分摂州嶋下郡味舌下村頭庄屋東三郎奉申上ひ去ル二月中深川永代寺門前定七居真三郎煩ニ付代親類同居清藏ノ私外元庄屋孫右衛門庄屋策次年寄喜六庄屋甚兵衛相手取不実意出入井戸对馬守様江奉出訴七月二日御差日之御尊判頂戴相附ひニ付御差日四日以前返答書ヲ以着

摂州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究 (三)

御届ケ奉申上ひ心得之処御領主御役人御出役ニ而大坂表旅籠屋善兵衛方江被召出江戸出府之儀者御差留ニ相成外四人之者共儀者是又為代与一同出府着御届被申付々私江者濟方致ひ様御談事有之ひ得共真三郎方ノ諸□一式預り置ひ寛更ニ無之一円不実之義毛頭無御座故濟方之義以返答書可奉申上旨申上ひ処左ひ得者領主并村役人之申付相背ひ上者糺明申付附人多人数罷越四人之相手方之者共義者御出役村役人一同ニ而酒宴致居ひ当地江者四人病氣申立代人差出

御評定所江濟口差上ひ趣跡ニ而承り驚入私義者糺明被申付大病ニ而既ニ一命ニも及ひ程故母貞廣ノ大坂表御奉行所様江封書ニ而御歎願差出ひ処用達手嶋屋門蔵方江御預ケ可被仰付ひ次第御聞合有之ひ哉附人之役人初村役人共老入ツ、何方江引取ひ哉私老入人相残り右様相成ひ上者早々引取可申旨用達門蔵申聞ひニ付乍病中親類共方江罷越薬用手当仕追々全快ニ趣ひ間今般御願立仕御添翰頂戴出府着仕御添翰奉返上延着相成ひ段幾重ニも御有免被成下

九一 (五六七)

置け様偏ニ奉願上け猶委細之儀書付ヲ以奉申上度此段御
聞濟奉願上け以上

織田主水領分

撰州嶋下郡味舌下村

頭庄屋

甚兵衛ハ無之ハ

ノ四人

喜六

策次

嘉永五年八月

東三郎

用達

病氣ニ付介添

手嶋屋門藏ハ

親類

豊嶋屋門藏ニ御座ハ

彦兵衛

(端裏書)

頭百姓

「八月十四日ニ可差出

差添人 文治

歎訴之下書」

寺社

乍恐以書付奉願上け

御奉行所様

撰州味舌下村頭庄屋東三郎奉申上け御当地深川永代寺門

前仲町定七店真三郎煩ニ付代同居親類清藏ノ私并庄屋孫

右衛門外式人江相掛り不実出入申立当

真三郎ノ相手取ハ

御奉行所様江奉出訴当七月二日御差日御尊判頂戴被相附

東三郎

右者以之外之御願ニ有之私不存濟口証文并代人等村役人

(註) 終わりに紙切れが附加されている

共ニ而取拵御差日已前出府いたし品々手込不法之仕成ニ付私母貞廣より右始末大坂町

御奉行川路左衛門尉様江御訴申上ハ御添翰差上去ル七日着御届奉申上ハ御去ル十一日御呼出しニ而右者先般之一件ニ相拘りハ儀ニ者ハ得共当七月二日濟口証文奉差上御聞届ニ相成ハ儀ニ而引統御吟味ニ者難相成旨且御添翰ニ者無之尤村役人江相懸りハ儀ニハ、領主差出を受其御調可受先前願人江相懸りハ儀ニハ、領主差出を受其御筋江願出ハ様被仰聞御訴之書付御下ケ可奉願上旨厚御了解被仰聞奉恐入ハ得共右一件之義者一鉢取拵ハ而品々不法至極之儀有之事実有鉢申立度存ハ得共私儀大坂表旅宿江領主家来出役之上被取込御差日以前私出府いたしハ儀茂難相成夫故母貞廣ハ右 左衛門尉様江御訴奉申上濟口相成ハ儀者更ニ不存罷在前書御利解之趣者厚相心得ハ得共此儘帰村仕ハ、私共親子之身分何様之手込嚴重之糺明可受哉も難斗且又一件濟方ニ付凡金貳千八百兩程領内有徳之者ハ為差出分取いたしハ様子ニ有之中ハ以領主差

出之儀茂可被願出道理無之願出ハ而茂何様之憂目ニ合可申哉此上私身上濟方金江被引向ハ義者相違無之左ハ得ハハ、数代相統之家名一時断絶往々親子行方無之及難渋ハ者眼前之儀ニ付実々相廻りハ次第既私身分可取押手配等茂有之様子粗承知仕母貞廣身分ニ相懸り甚歎ケ敷奉存ハ儀ニ付別紙母ハ之御訴書付一ト通御尊認被下置度夫々証拠物持参仕ハ問此段御歎奉申上ハ併被仰渡之儀相拒ハ儀ニ者無之ハ得共奉申上ハ通私親子共存命之程難斗不法手込之儀ハ眼前ニ而難渋当惑仕ハ義ニ御座ハ問何卒英太之以御慈悲一応御糺明被成下置度奉願上ハ以上

乍恐以書付御訴詔奉申上ハ

石原清左衛門御代官所

河州若江郡御厨屋村

百姓

太左衛門娘

たか煩ニ付代

親類

訴詔人 何右衛門

不法出入

織田主水様御領分

摂州鳴下郡味舌下村

百姓

相手 豊三郎

元庄屋

同 孫右衛門

頭庄屋

同 策治

庄屋

同 甚兵衛

深川永代寺門前仲町

定七店

同 真三郎

右訴訟人たか煩ニ付代何右衛門奉申上ル

右たか義者去亥九月中媒人有之相手村方頭庄屋東三郎妻ニ差遣尤たか人別之義ハ未実家入帳罷在ハ儀ニ御座ハ然処東三郎義私方江罷越申聞ハ者相手之内真三郎儀東三郎江相懸不実出入申立
井戸対馬守様江奉出訴当七月二日御差日之

御尊判頂戴被相附奉恐入拜見仕ハ処事実之儀無之不義不当之儀書頭有之ニ付出府之上始末可申立存罷在ハ折柄当五月中織田主水様御家来千賀又兵衛殿丹羽彦弥殿谷口次大夫殿大坂松江町多田屋善兵衛与申旅人宿江出張いたし居右東三郎始村役人共不残呼寄今般之一儀ニ付早々濟方可致様被申付ハ得共聊濟方可仕筋毛頭無之押而相断出府之義申出ハ処聞届無之剩右善兵衛居宅別間江押込夜番人附置咎人同様之取扱其上村方居宅おゐても家内出入ヲ差留罷在ハ一体前書真三郎儀ハ東三郎元分家八郎与申者之忤ニ有之ハ処同人儀兎角身持不埒ニ付先祖伝来之所持高五拾四石其外居屋敷家財等我儘ニ売払去ル天保九戌年中大坂内本町式丁目江出稼住居罷在右東三郎并同人兄常

三郎相手取同所町御奉行様江及出訴一同被呼出御吟味中夫々対談行届其後尚又八郎儀南都喜多院江住込同所町御奉行所様江又ハ東三郎相手取出訴いたし同人被呼出始末申立ハニ付願人申口難相立御下切右儀其後御領主御家来太田甚吉殿美並武右衛門殿御取扱を以八郎身分帰住被申付本別和熟相成則下知書被下置事済相成ハ儀ニ御座ハ尤同人義ハ去ル弘化四巳年中同所御家来分ニ罷成居俸真三郎ハ引統深川永代寺門前仲町定七店ニ住居罷在ハ然処同人義申立ハ者以前親共一同村方ニ罷在ハ砌所持高者勿論其外諸式共不殘東三郎方江相預ケ置ハニ付此節可引取及懸合ハ得共彼是申紛相渡異不申ハ故無抛及出訴ハ段承知仕ハ得共何を目当ニ無跡形難渋申掛ハ哉何共難得其意右者本別差纏之義時々及出入夫々事済ハ義ヲ今更再発可仕様無之右等之義ハ御領主御役人衆おゐても篤与承知有之ハ儀ニハ処八郎親子并御領主御役人衆村役人共一同馴合悪斗取巧真三郎より為致出訴銘々配分等可受所存を以高四拾石諸式代与して銀百拾貫目東三郎ハ可受取対談書等

勝手儘ニ取拵調印可致段敵敷被申付ハ得共全無跡形謀斗ニ付達而調印相断ハ処彼是申聞ハおゐてハ取斗方有之杯役威を以申□前奉申上ハ通老間江差留番人附置ハ間極暑之砌東三郎義発病仕既余命も危ハ程之義かも用捨無之手込ニ対談議定書江印形取之其上金談之儀ハ同人親族一統江口達書を以申渡暫時之猶予も無之夫々自儘ニ取斗全手段ニ陥ハ儀与奉存ハ得共一旦調印仕ハ上者早々用捨ニも可相成存居ハ処尚々敵敷取斗被致ハニ付不得止事同人母貞廣ハ大坂町奉行所様江其段奉敷願ハ処右之始末役人其外江追々風聞有之ハ哉俄ニ銘々退参仕東三郎而已差置ハ故幸与存同人も帰宅罷在ハ節粗風聞承およびハ処同人并元庄屋孫右衛門右兩人代与して前書豊三郎其外代人之もの共一同出府之上示談行届金子取引相濟地所ハ追而国許おゐて取引可仕旨既御掛御奉行所様江濟口証文差上御聞濟之上帰国仕ハ趣ニ付驚人如何可致心痛罷在ハ乍去東三郎ハ不差出金子取引いたしハ義是又疑敷右者全私歎ニ相一□愚昧之東三郎与見掠金子之義ハ親類共立替ハ取引仕

追而同人が最初対談書之趣意ヲ以地面共押取ニいたし詰一同恣可仕所存ニ相違無之乍併一旦対談仕共不法之始

たか頼ニ付代親類

末申立其御筋江奉歎願度奉存得共御領主御役場おゐて御添簡難差出是以難渋至極任左に迎此儘安居相成兼両端

嘉永五年何月 訴詔人 何右衛門御奉行所様

ニ相涉当日行方差支の旨申之相歎居の間□旨事実承れぬ処実以不便之至右者東三郎身分極難之仕合然ニ右豊三郎

〔他の一通は省略する〕

者別而之義其外村役人始御領主御役人衆取斗ニ有間敷謀斗取巧言語同断之所業且又たか儀も当時実家罷在東三郎

方江差戻の儀も難出来同人一家忽家名断絶いたし者眼前之儀何共心外至極奉存の間無余儀今般御訴詔奉申上

何卒以御慈悲前頭之始末逸ニ御賢々恵被成下相手之もの共一同被召出御吟味之上東三郎家名相統相成の様被仰付

〔公辺日記〕

被成下置度願上は已上

公辺日記

石原清左衛門御代官所

嘉永五壬子年八月七日江戸小伝馬町三丁目鍋屋甚八宿

河州若江郡御厨屋村

同人手代清次郎左之通書附相認

百姓

乍恐以書付奉申上

太左衛門娘

摂州嶋下郡味舌下村頭庄屋東三郎奉申上御当地深川

永代寺門前仲町定七店真三郎煩ニ付代同居親類清藏
私外三人相手不実出入申立井戸対馬守様へ奉出訴当七
月二日御差日 御尊判頂戴被相附右ハ以之外之御願ニ
有之ハ然処村役人共打寄私印形を取揚別間ニ而証文調
印等いたし私不存濟口証文并代人之儀も村役人共ニ而
取持右御差日已前出府いたし何共手込不法之仕成ニ付
私母貞廣ハ右始末大坂町御奉行川路左衛門尉様へ御訴
奉申上ハ処右始末申立度ハ、私出府之上可申立段被
仰聞御添翰頂戴ニ相成ハ間則出府御添翰相添此段奉申
上ハ以上

織田主水領分

嘉永五年

撰州嶋下郡味舌下村

八月七日

頭庄屋

東三郎

永井遠江守御預所

河州茨田郡泥町村

親類百姓

撰州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究 (三)

介添人 彦兵衛

右味舌下村

頭百姓

差添人 文治

右宿

小伝馬町三丁目

御奉行様

新助借地 甚八煩ニ付

旅人宿 代 清次郎

右書附相認差出し書付 御添翰一同宿手代清次郎差添御
添翰御筆頭ニ付太田撰津守様御屋敷へ参上御訴所へ差上
ハハ此儘井戸対馬守殿へ可相納由被仰付ハニ付御添翰ニ
井戸様御尊名無之ハ得共右様被仰付ハ由可申哉と押而相
伺ハ其通り可相答由被仰付ハ依之即□北御役所井戸対
馬守様御当番所へ右之儘差上ケハ処目安方へ御差出しニ
相成目安方鈴木様仰ニハ当役所名前無之義当役所へ差出
しハ儀太田殿ハ被申渡ハ由弥右之通相違無之哉左ハ、

暫らく差扣へ居ひ様被仰付余程隙取御呼出しニ而大坂表願立之儀共御聞糺之上先以御添翰ハ差上置今日ハ可罷帰明日 御奉行様御登城御評儀之上御沙汰可有之間明日例刻可罷出旨被仰渡御添翰差上置帰宿 但夕刻

八日 大雨

今日色々内談等ニ而隙取漸々九ツ時前差急キ罷出早速差出ひ書付差上置腰掛ニ而差扣へ居ひ内無程御下城之上直様御召出し相成何れ追而御沙汰可有之今日御用日無之間勝手ニ引取可申由被仰付九ツ過頃帰宿

十日 大雨大風

今日夕四ツ過頃御差紙ニ而明十一日四ツ時御役所吟味方へ可罷出旨被仰付ひ事

十一日 晴

四ツ半時頃罷出ひ処吟味役中嶋嘉右衛門様御掛りニ而被

仰聞ひハ此前三奉行御添翰持参ニ而出府いたしひニ付及評儀ひ処元来今般之一条ハ最早事済相成ひ義尤前件之義申立度儀共可有之段左も可有之ひへ共一旦事済ひ儀を引続キ取調ひ義ハ御定法無之其段色々評儀之上何分一旦返翰持参帰国之上地頭所添翰持参ニ而改可相願ひ又ハ地頭所へ掛合何分ニも改相願不申而ハ取調相成かたく段色々御利解猶又宿主へも右之段被仰ひ〇尤此日東三郎病氣ニ而不罷出ニ付何分御利解之趣当人へ為申聞度段申上ひ処とくと為申聞可申今日ニハ限り不申由ニ付御猶余相願十四出ニ相成ひ已上

十四日 曇

今日罷出ひ前日々色々内談いたし何分御利解強く宿も種々為申聞ひ由呉々被仰付ひニ付宿々書付いたしひ事も如何とも申事ニ付彦兵衛ハ歎願書付并下ケ紙を以出入手続書等此方ニ而相認差上ひ処書付とくと熟覽之上尤ニ相聞へひへ共何分済ひ三奉行共聞済ニ□成事ニ付再吟味之

義ハ御定法ニはづれい儀ニ而逆も取上ケい事難相叶依而
一ト先願下いたし其上又願方も可有之旨御内意利解ニ付
とくと勘弁之上御答可申上旨ニ而十六日出ニ相断帰ル
但今日差出しい書付類別紙ニ夫々扣有之

十六日 風雨

前十四日ニ有之い通り何分一旦願下ケ致し其上改而可願
上義ハ致方も可有之段厚く御利解ニいへ共何分ニも押而
取継り可相願存意ニ而色々内評之上態と今日ハ東三郎病
氣と申立日延相願いへ共中々以御聞濟無之是悲共明十七
日願下ケ可致段被仰付右之通弥明日願下ケ為致可申由ニ
而宿主ノ請書差上帰ル

十七日 晴

今日御差函ニ付願下ケ書付持参ニ而五ツ過頃打揃□出い
処尚又呉々御利解ニ而差上置い書類御下ケニ相成願下ケ
御聞濟之上追而沙汰可致由ニ而九ツ時帰ル

但今日差上い願下ケ書付別紙ニ扣有

撰州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究 (三)

廿三日 晴 風烈

今日五ツ半時御番所へ可罷出旨御召状ニ付打揃四ツ時頃
罷出い処先日願下致い一件今日御返翰御差立ニ相成いニ
付其方共帰国申付い間勝手ニ帰国可致由被仰付右請書可
差出ニ付左之通認差上い事

差上申御請書之事

一私共御吟味相濟いニ付三

御奉行様ノ大坂町 御奉行所様へ御返翰相成い間致
帰国右御奉行所様へ罷出御届可奉申上旨被仰渡承知
奉畏い依之御請書差上申処如件

織田主水領分

嘉永五年

撰州嶋下郡味舌下村

八月廿三日

頭庄屋

東三郎

永井遠江守御預所

河州茨田郡泥町村

親類百姓

九九 (五七五)

彦兵衛

相成の間則出府御添翰相添此段奉申上

右味舌下村

嘉永五年

織田主水領分

頭百性

八月七日

撰州嶋下郡味舌下村

御奉行様

文治

頭庄屋

東三郎

〔北御奉行所江

大坂御添翰差上右願下ケニ相成の迄差上

乍恐書附を以奉申上

永井遠江守御預所

河州茨田郡泥町村

介添人 親類百性

彦兵衛

右味舌下村

差添人 頭百性

文治

右宿

小伝馬町三丁目

新助借地

甚八

以前出府いたし何共手込不法之仕成ニ付私母貞廣ノ右始末大坂町御奉行川路左衛門尉様へ御訴奉申上

御添翰頂戴

代清二郎

御奉行所様

東三郎

乍恐以書附奉申上

永井

撰州嶋下郡味舌下村頭庄屋東三郎深川永代寺門前仲町定

介添人 親類百性

七店真三郎私并庄屋孫右衛門外式人江相懸り不実出入

彦兵衛

申立当 御奉行様江奉出訴当七月二日御差日 御尊判頂

右味舌下村

戴恐入拜見奉畏い然ル処村役人共取拵を以代人等差出私

頭百性

出府仕度い得共被取込当惑罷在い処私母貞廣大坂町御

差添人 文治

奉行川路左衛門様江御訴奉申上い処右者私出府之上可申

御奉行様

立旨被仰聞依而 御添翰頂戴相成いニ付則出府其段奉申

差上申御請書之事

上い処右一件者七月二日 御評定所へ済口証文奉差上御

一私共御吟味相済いニ付三 御奉行様大坂町 御奉行

聞済相成い間引続御吟味難被遊村役人江相懸りい儀ニい

所様へ之御返翰相成い間致帰国右 御奉行所様へ罷出

ハ、領主手限吟味請可申先般願人江相懸りい儀ニいハ、

御届可奉申上旨被 仰渡承知奉畏い依之御請書差上い

差出しを請其御筋江可願出旨被仰渡承知奉畏い依而御請

処如件

書差上い処如件

嘉永五子年

織田

八月十七日

八月廿三日

東三郎

撰州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究 (三)

一〇一 (五七七)

永井——

彦兵衛

右味舌下村

文治

御奉行所様

| |
|-----------------------------------|
| <p>嘉永六丑歳十一月御姓名覚書</p> <p>馬 東三郎</p> |
|-----------------------------------|

御公儀様

為報恩忝ケ年ニ大般若奉修

天下奉平御代万世風雨順調万民快樂

寺社御奉行

太田撰津守様

御紋所丸桔梗

御在国遠江国懸川

江戸御屋敷常盤橋内

御刀身 一腰

代金拾五兩

本多中務大輔様

御紋所丸立葵

御在国三州岡崎

江戸御屋敷ひびや御門内

御刀身 一腰

代金拾五兩

松平豊前守様

御紋所丸ニ利

御在国丹波亀山

江戸御屋敷一橋外

御刀身 一腰

代金拾五両

安藤長門守様

御紋所藤之丸

御在国奥州岩城平

江戸御屋敷浜町

御刀身 一腰

代金拾五両

勘定御奉行

本多加賀守様〔公事方〕

御紋所丸ニ立葵

江戸御居屋敷赤坂仲之町

同御改屋敷神田橋外

御刀身

代金拾五両

田村伊予守様〔同〕

御紋所くまり稻

江戸御居屋敷あたご下

同御役屋敷

御刀身 一腰

代金拾五両

江戸町御奉行

池田播磨守様

御紋所蝶

江戸御居下谷美之輪

同御役屋敷数屋橋内

御刀身 一腰

代金貳拾五両

正金七拾五両

右奥公用人

水谷左衛門様

代金拾五両

御刀身 一腰

正金七拾五両

代金拾五両

中村治郎八様〔同〕

同 官治様

御刀身

御刀身 一腰

代金拾両

代金拾両

正金四拾両

大坂町御奉行

井戸对馬守様

佐々木信濃守様

御紋所梅鉢

御紋所丸之内四目

江戸御居屋敷麴町

江戸御居屋敷和泉橋通

同御改屋敷具服橋内

御刀身 一腰

御刀身 一腰

代金貳拾五両

代金拾五両

正金七拾五両

江戸南懸与力

前書之通奉祈 天地之神明畢後日相背候ハ、忽可奉蒙
天罪者也是可慎可慎可候事

東条八太夫様〔南御詮儀方〕

嘉永七寅年

御刀身

七月朔日奉寄願

「摂州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究」の解説(一)(二)において指摘したように、支配違の作為による訴えの提起、すなわち、日本近世法においては、原則として認めようとしなかった——上訴制度そのものを否認し非合法的訴えを許容するにすぎない——判決非難の系譜の片鱗を示すと考えられる支配違の作為による訴えの提起に対しての、大坂町奉行所、奈良奉行所の如き遠国奉行の審理は、——たとえば、奈良奉行における訴状と返答書との二回にわたる交換にみられるように——争点決定に関する慎重な審理を尽したという点に、その特色があった。かかる特色をもつ審理の成立の理由については、既に「支配違江懸る出入について」なる論文において論じたように、封建遺制ともみなすべき裁判管轄権の競合(統合への志向を含む)という情況を考察しなければならないが、それと必然的に関連して、法名望家層の一面を有しているときみなすべき大坂周辺の豪農層と遠国奉行所与力との相互関係——イムペリウム(家長制的権力、専制的権力はイムペリウム概念から排除される)と法名望家層との相互作用——を考察しなければならないであろう。かくして、裁判管轄権の競合からイムペリウムと裁判権の競合への方向が可能となる。

すなわち、マックス・ウェーバーは『民事』法の領域は、形式的な秩序と安全との保障の問題であると考えられた刑事司法の領域とちがつて、どこにおいても君主の罰令権の近づきにくい領域であった。ところで、この民事法の領域においては、インペリウムの介入はどこにおいてもずっとおこなわれ、また介入の形式や成果もきわめて種々にさまざまであった。場合によっては、君主ないしは政務官の法が生まれたが、この法は、普通法と区別された形で、完全に明示的に、特別の淵源——この法自体の生成の基礎になった淵源——に依拠していた。例えば、ロー

マ法における法務官の告示の『政務官法』, *ius honorarium* “イギリス国王の『令状』法”, *writ* “*Recht*” イギリスの大法官の『エクイティ』, *Equity* “の”とし。裁判行政を託された官吏たちが、法実務家、とりわけ顧問法律家^{コンセルヴァティブ}(ローマ)や弁護士(イギリス)、つまり法名望家層のもっている——法利害関係者の諸要求に志向した——諸傾向に依拠することによって、その裁判罰令権によって、これらの法を作り出したのである。」とのべている(『法社会学』世良晃志郎訳四三五頁)。

右の叙述において、裁判行政を託された官吏——裁判罰令権——イムペリウムと法名望家層との相互作用が、政務官法や令状法を成立せしめる根拠であることを指示している点は、重要である。

そして、かかる相互作用は、概括的には、集権的封建制において、あるいは、カリスマ的大集団の体制において——次にのべる如き理由により——可能であると考えられ、そこに裁判管轄権の競合(統合への志向を含む)と必然的に関連する理由もまた考えられるのである。

深瀬秀氏の「イギリスの封建制度と *writ* との関係の重要性については、すでにメートランド、ステントン、ホロンドたちが指摘しているところである。すなわち、ノルマン王たちは、集権的封建制度の確立のために、地方の裁判所の管轄権を国王裁判所に吸収しながら司法権の統一を達成したのであるが、その実現の要因の一つとして *writ* の存在を認めることは、とりもなおさず、*writ* が統一的司法制度の要石(*the Key-stone of the system of centralised justice*)としての役割を果たしたことを物語るに他ならず、この点からいっても、封建制度の展開の中に占める *writ* の重要性は認めなければならぬ。」という指摘(「イギリスにおける *writ* (令状) の起源」——「法と政治」十一卷三号)も、かかる観点において把握されなければならないであろう。

封建制支配がその本来のカリスマ的支配の性格を保持する限り、政治的上部構造においても、政治的下部構造においても、裁判集會民的形式——カリスマ的法発見——を拒否することはできない（石尾著「マックス・ウェーバーの法社会学」六六頁）。かかる封建制支配におけるイムペリウムと法名望家層の相互作用を判決非難の問題に即して考察するならば、如何になるであろうか。この点についても、「ゲルマンの裁判集會におけるすべての個人が判決非難の権利を有した」いうウェーバーの指示をかえりみる必要がある。ウェーバーは、これをゲルマンの軍事規律の発展がおくれていたことと照応するとなしているが（「法社会学」世良訳三一七頁）、基本的には封建制的軍事規律との照応として把握すべきである。しかも、ウェーバーは「法発見のカリスマは、カリスマの職業的な担い手によつて排他的に独占されてはならず、個々のディング仲間^{ウァイトンゲン}は誰でも、個々の場合に、カリスマの職業的な担い手の判決^{ウァイトンゲン}示に対して反対提案をおこない、よりすぐれた自分の知識を通そうとする試みをおこなうことができたのである。」（同書、三一七頁）とのべているが、カリスマ的な法発見者は、このような判決非難——反対提案に対し、力ではなくしてみずからの「証し」^{アウフ}を説得力によつて立てることにより（同書、三二〇頁）、合意を獲得し、真正のカリスマ的法発見者たりえたのである。——究極的には神判による決着が行われるとしても。——（「これに反して」、ローマにおいては、訴訟^{プロセス}訓令は政務官のみによつて排他的に掌握されており、また、さまざまな種類の——相互に権限の競合しあう——官吏が排他的な発議^{イニシアティブ}権〈egere cum populo ポプルスとの交渉権〉をもつていたが、これはローマ人の厳格な規律に照応するものであつた。」同書、三一七頁）。

かくして、判決非難に対応する合意による法定立こそ、カリスマ的な法発見の本質の一を示すもの、と考察しなければならぬであろう。

J・ベイカーは、王座裁判所の興隆について、「十四世紀までに国王の面前の裁判所の裁判管轄権は、侵害訴訟、刑事事件、「他裁判所の」監督機能に限定されていた。同裁判所は、人民訴訟裁判所の誤審を是正しえたし、また下位の裁判所を、身柄提出令状 *Habeas corpus*、禁止令状 *prohibition*、職務執行令状 *mandamus*、移送令状 *certiorari*、権限開示令状 *quo warranto* という大権令状 *prerogative writs* を通して、統御することができた。同裁判所の刑事裁判管轄権のうち大部分は、一五〇〇年以前に、アサイズ裁判官と地方の「治安」判事に渡してしまつていた。」と述べているが、「イングリランド法制史概説」(小山貞夫訳五八頁)、かかる誤審の是正をなしうる手続たることを示す大権令状の本質に、カリスマ的法発見の系譜にある判決非難に対応する合意による法定立の性格を指摘することも、必しも不当ではないであろう。そのように考えることによつてのみ、大権令状と裁判管轄権競合との必然関係、あるいは集権的封建制形成との必然的関係を把握することができるからである。したがつて、かかる令状をもつて王座裁判所の下位裁判所への行政的干渉とみなす見解は、むしろ不当である、といわざるをえないのである。

ところが、これとは全く対立的な家父長的家産制的支配の勅裁裁判所の判決発見の性格が認められる。この点に関するウェーバーの次の如き指示は、注目に価する。すなわち、「しかし、家産君主の法創造には、もう一つ、これとまったく逆のやり方もある。すなわち、君主は、なにびとに対しても、君主自身や君主の裁判を拘束するような請求権を与えないのである。そうではなくて、君主は、そのときどきに、まったく彼の自由な裁量によつて、命令のみを与えるのである。この場合には、『客観的』法や『主観的』権利の概念自体すら、存在しないことになる。あるいは、君主は、彼の官史に対する一般の指令を内容とする行政規則を發布する。行政規則の内容は、これを概念的に把握すれば、被支配者の諸問題や彼らの紛争は、別段の指令があるまでは、「行政規則によつて」一般的に定められた仕方

で整序し、解決すべし、という指令である。この場合には、自分の希望や利益にかなうような一定種類の判決を受けるといふ。個々の法利害関係者のチャンスは、彼の『主観的権利』ではなくて、行政規則の当該規定の事実上の——法的保障のない——『反射効』にすぎない。——これは父が子供の希望を満たしてやると同じ意味のものであり、父もまた、形式的な法的諸原理によつて、いわんや手続上の確定的な諸形式によつて縛られることはない。また、事実、『ラシデスフエーテリシヒ』^{ラシデスフエーテリシヒ}父的』裁判の極端な諸帰結は、紛争の家族内の解決の政治団体への転用を意味するものにほかならないのである。この状態を首尾一貫してつきつめていけば、裁判全体が『フエアツトワシテ』^{フエアツトワシテ}行政』に解消することになるであろう。」と（同書、世良訳四四二頁以下）。また、「君主の行政官が、同時に裁判官であり、君主自身が、『カヒケツツエスアイト』^{カヒケツツエスアイト}官房裁判』の方法で裁判に恣意的に介入し、自由な裁量によつて、衡平や合目的性や政治の観点にしたがって判決を下す。法的救済は大幅な自由裁量にもとづく恩寵^{グナデーデ}として、すなわち個々のケースの特典としてとり扱われて、法的救済の諸条件や諸形式が定められる。」ともべている（同書、世良訳四四四頁）。

「法的救済は大幅な自由裁量にもとづく恩寵」であるがゆえに、たとえば前近代や近世日本にみられる如き、原則として上訴制度を認めず、むしろ非合法的訴えとして限定するという手続が存在しうる。そこには、判決非難に対する徹底的な拒否の関心が存するのである。訴えに対する、あるいは非合法的訴え（「子供の希望」）に対する国父的裁判は、紛争の家族内の解決の政治団体への転用を意味し、行政に解消するとするが、かかる行政的性格の国父的裁判の判決の発見は、衡平や合目的性や政治の観点にしたがうとする。君主の家父長的専制的権力の裁判への恣意的介入が行われるのである。注意すべきは、裁判への恣意的介入について、それが君主単独の専断的な自由裁量にもとづく介入を意味する場合と、君主の行政官とくに君主の家内奴隸から出身した行政官——監察官の意向を反映した介入を

意味する場合とに、これを区別しうる点が存するというのである。国父的裁判の極限形態は、むしろ後者に指摘しうるのであろう。この後者においてこそ、紛争の家族的解決の政治団体への純粹な転用が認められる。というべきであらう。この場合には、「衡平や合目的性や政治の観点」にしたがう判決の発見といつても、陰湿な内偵的監察的関心にもとづく政治——暴力支配の観点こそ、決定的であらう。

清朝の裁判制度について、死刑裁決の方法については、「死刑を科すべき事案については、督撫は擬するところを具題（皇帝あて上申書）の書式に作製してこれを刑部に送る。特に指定せられた兇悪な犯罪については、具奏という書式を用いる。刑部は、かような皇帝あて上申の事案——それはまた死刑を科すべき事案でもある——を審査して、妥当と認めれば、書類を都察院・大理寺に送附してその同意を求める。いわゆる三法司の議にかけるのである。三法司の間に異議なければ、これを上奏し、皇帝の裁可によつて完結する。これを題結の案という。」という指摘がなされている（滋賀秀三「清朝時代の刑事裁判」。法曹団体の存立の可能性を根絶せしめる意味をもつ清朝の裁判制度（石尾著「マックス・ウェーバーの法社会学」一四三頁）の頂点——勅裁裁判所に、かかる問題が存するのである。都察院の介入には重大なる意義があるとみななければならない。都察院の職権について、「清国行政法」は、「都察院ハ行政ノ得失ヲ監察シ官吏ノ邪正ヲ弁シ人民ノ冤枉ヲ伸ヘ又兼子テ終審裁判ニ干スルコトヲ得ルモノニシテ唯一最高ノ行政監督機関タリ」と概括している。君主単独の専断的な自由裁量にもとづく衡平や合目的性の観点というよりも、家産官僚——監察官（都察院）の意向を反映した専制君主の陰湿な内偵的監察的関心にもとづく暴力支配の観点からの判決発見——恣意的判決発見の制度的根拠をそこにみることができるのである。

しかも、かかる清朝の終審裁判——勅裁裁判所の恣意的判決発見に酷似する性格を、日本近世の幕府評定公事に指

摘しうるといふことが——馬場家文書はそれを立証する——、重要である。

馬場家文書によれば、馬場八郎の妾腹の子真三郎（『真三郎母とき者大坂道頓堀江戸楼と申ハ香具屋之娘有之ハ八郎妻ハ置ハ事ハ』）——宿河原村近江屋弥兵衛の養子となり、東成都中浜村庄屋源吾方へ又々養子となる——は、弘化四年三月江戸表へ罷越、嘉永五年二月深川永代寺門前仲町定七店真三郎として（煩ハ付同居親類清藏を訴詔人として）、江戸北町奉行所へ不実出入を願出ている。江戸に寄留することによる支配違の作為が——そのような作為をなすことにより、幕府評定公事とすることを企図する支配違江懸る出入が、行われているのである。評定公事にかけた馬場八郎の執念が真三郎によって実行されたのである。

幕末には、かかる性格の支配違江懸る出入が屢々行われたとみえ、「徳川時代民事慣例集訴訟ノ部」には、『私領百姓当分江戸表江出稼之もの町方人別入并地頭之百姓及出入候節取扱方問合之事』として弘化二己年四月廿八日の『覚』をおさめており、それには、『出稼年限ハ御当地仮人別ニ候得共都て人別入之ものと見すへ既に他国住宅にて江戸店支配人差置候類仮人別に候得共売掛其外之訴訟取上候間外出稼仮人別に候共在方江相掛儀他領ハ勿論同領同行之者相手取候出入にても町奉行にて取捌候乍併糺之上出訴之ため出稼之名目を以御当地人別入いたし候主意に当り候類ハ取上不申心得に候事 但在村中之品に候共糺之上無余儀すしハ取上可申心得に候事 但書之ヶ条ハ町奉行にて取上不申事実に当り候得ハ双方一地頭に候上ハ関内外之無差別其地頭にて取捌可申儀にて他引合等有之出入ハ関外ハ寺社奉行関内ハ御勘定奉行当然之吟味物に候事』とある。すなわち、右の覚によれば、支配違の作為による出入——『出訴之ため出稼之名目を以御御当地人別入いたし候主意に当り候類』は、取上げないのが原則であるけれども、例外として『糺之上無余儀すしハ取上申』場合がある、としているのである。『糺之上無余儀すし』という裁量のもの

とにそのような支配違の作為——評定公事となることを企図する支配違の作為を認定する可能性のあることを示しているのである。

既述したように、嘉永五年二月、深川永代寺門前仲町定七店真三郎は、評定公事となることを目的として江戸北町奉行所へ不実出入を出訴した。かかる出訴には『糺之上無余儀すし』というきびしい条件がせられているにもかかわらず、安易に受理された形跡がある。

不実出入に関する『乍恐以書付御訴詔奉申上』という訴状案文には、嘉永五子年二月』とあるが、それに附して次の如き記載がある。

如斯目安差上ひ間致返答来ル七月二日

評定所江罷出可対決若於不参者可為曲事もの也

子四月晦日 对馬 御判

播磨 御判

加賀 御判

目安裏判の八判について、石井良助氏は「評定所一座を構成するのは、寺社奉行、町奉行および勘定奉行（公事方のみ）の三奉行であるが、寺社奉行が四人、町奉行と勘定奉行が二人ずつで、合わせて八人になるのがふつうで、訴人は、八人の判すなわち、八判をもらわなくてはならない。八判の形式はあとにあげる裁許絵図裏書のそれによつて推知されたい。訴状に白紙を継足して、その裏に、前記の文言と日付を記して、加判するのであるが、一番はじめに判を加えるのは訴状を受理した奉行所の奉行で、この判を初判という。訴人は初判をもらうと、つぎつぎに他の七人

の奉行の役宅をまわつて、判をもらわなければならぬのである。この場合、各奉行はその名乗の下に、その実名の印をおすのである。」とのべられている（「はん」一二九頁以下）。

右訴状案文に附記された目安裏判は、略式の写であると推定されるが、ともかくも、これによって八判が渡された期日——訴が受理された期日が嘉永五子年四月晦日であることを確認することができる。江戸北町奉行所与力谷村源左衛門より芝村藩留守居用人渡辺正太夫への次に示す如き連絡によれば、受理の方針は、既に四月廿一日には確定していたことが判明する。二月が閏月であるから出訴から受理までの期間は、三ヶ月余である。しかも、訴訟当事者である真三郎、清蔵の身元調に関する『聞合覚書』が三月七日に発せられ、三月十七日、兩人の身元に関する報告が村方より行われ、四月十二日、それをうけての芝村藩留守居用人渡辺正太夫より町奉行への報告が行われたのであるから、兩人の身元に関する聞合に対する正式な報告がなされた直後、評定公事としての訴訟受理の方針が確定したことを把握しうる。この事實は、訴訟当事者の身元の聞合が単なる形式的意味において行われたことを示唆するものであり、むしろ訴えの提起の直後より受理の方針が決定していたことを示唆するものである。

表紙

江戸芝村屋敷へ御立入

（朱筆）

渡辺正太夫様

同所与力

此段為御承知申上置此上右之もの江戸表出立御領分
江到着之頃合等いつ頃ニ可相成哉相分不申上尚可申上

内御直披

谷村源左衛門

得共御発駕前ニ付先不取敢申上上義御座以上

追日薄暑相催ゆ処弥御壯健被来御勤仕奉賀ゆ然者此程相

四月廿一日

調ゆ深川永代寺門前仲町之もの御領分者共江相懸り不
実出入願出ゆ条段々取調相済目安御裏判被遣ゆ積ニ相成

六日限幸便ヲ以一筆致啓上ゆ薄暑之節御座ゆ得共殿様
上々様益御機嫌克御座ゆ恐悦御同意奉存ゆ然者是迄迄々

及御懸合置の味舌村東三郎相手取江戸深川永代寺門前真三郎不実出入之義谷村方々正太夫江別紙書面之通申越の間不取敢及御通達右之趣村役人も心得置の様早々御達置可被成の右ニ付明朝谷村江安之助罷越何敷相尋此上之処相頼置可申心得ニ御座の尚同人委細内談之義者一兩日之内御出便ニ付其節可申入の右之段

当惑罷在の乍併今更致方も無之此上者谷村江願談致のより外ニ致方も無之呉々心痛罷在の御用所江も右之趣御申述の置可被下の先者今朝右別紙書面致至来のニ付不取敢御通達ニおよひの尚追々御懸合可申御□御座の恐々謹言

渡辺正太夫
 (朱筆)
 用人 山下安之助
 四月廿九日
 郡奉行

上江も申上の処御心配ニ被為入一統おゐても右心配罷在の嘸御一統ニも御同様御当惑之義遠察罷在の右様ニ御裏判与相成のハ、願人ハ弥強相成何れ追々御召出ニ相成の事も可有之哉左のハ、大変成義と御留主居方ニも心痛

丹羽彦弥殿
 用人
 竹村五兵衛殿

右の手紙には、注意すべき箇所が二点ある。その第一は、『深川永代寺門前仲町之ものハ御領分者共江相懸り不実出入願出の条』とある如く、真三郎、清藏の如き訴詔人を『深川永代寺門前仲町之もの』という包括的概念をもつて指称しているという点である。『閏二月廿一日出三月二日達東三郎一件御用状写』には、『深川永代門前者公叟功者之者共寄合居の処ニ而甚不宜場所之よし』とあるによつて明白であるように、訴詔人を『公叟功者之者』によつてとりかまされたものとして把握しているのであつて、そこに『深川永代寺門前仲町之もの』という包括的概念をもつてする指称の成立する所以が存する。

その第二は、『右様ニ 御裏判与相成ゆハ、願人ハ弥強相成何れ追々御召出ニ相成ゆ事も可有之哉左ゆハ、大変成義と御留主居方ニも心痛当惑罷在ゆ』とある点であつて、評定公事において八判を渡すことそのことが、願人有利を意味したということである。先に示した『御用状写』にも、『御八判御渡相成ゆハ、願方誠ニ強相成ゆ』とある。すなわち、支配違江懸る出入について、幕府評定公事において、訴えの受理そのことが原告有利を示唆したということ——実質的審理に入る以前の段階において——は、如何なる事柄を意味するかという点である。

それは、ウェーバーのいわゆる国父的裁判の極限形態を示すものであり、陰湿な内偵的監察的関心——相手の背後に存在する藩権力に対する——暴力支配の観点にもとづく全く恣意的な判決発見の方法を示す、といつて差支えなからう。

第一と第二は、いうまでもなく必然的に関連する。

深川永代寺門前仲町には、周知の如く岡場所がある。しかも、石井良助編集「江戸町方の制度」には、次の如き記載がある。

支配頭 深川の善三郎
小頭 四十六人
人足 三十人

善三郎は引廻し晒しの棒突きを出し、浅草女溜の支配を為す。

非人の支配頭深川の善三郎が深川の何処に居住したか明白でないけれども、彼が浅草女溜を支配したという事実は、岡場所についても深く干与するところがあつたことを推定せしめるものである。すなわち、深川永代寺門前仲町には深川の善三郎を中心とする非人の組織の存在が推定され、かかる存在と『公叟功者之者』共とが密接不可分の関係に

あつたことを推定しうるものである。むしろかく解することによつてのみ、『大坂道頓堀江戸楼と申ハ香貝屋之娘』を母とし、一旦は宿河原村近江屋弥兵衛の養子となつた真三郎が、何故に深川永代寺門前仲町の定七店に寄留したかという事実を理解することが可能となるであろう。かくして、深川の『公亘功者之者』が非人の組織と深いつながりをもつていたことが考えられるが、このことは、幕府の警察、行刑権力の末端をになう非人の組織と幕府権力との癒着関係を『公亘功者之者』が利用しえたことを意味するのである。かかる癒着関係を利用することは、陰湿な内偵的監察的関心の方向から幕府評定公事に圧力をかけることでもあつたのであり、評定公事にはかかる圧力に容易に乗ぜられるという側面が存したのである。かく解するならば、真三郎、清藏の不実出入の評定公事としての安易な受理と、——その受理が幕府専制権力の内偵的監察的関心を満足せしめる限りにおいての受理であるという意味において——、受理そのことが原告有利を示唆するといった恣意的判決発見の体質とを把握することができるであろう。

次に示す『御用状之写』の断片（嘉永五年四月のもの）と推定される）によれば、芝村藩は、大坂町奉行所・奈良奉行所における本事実の裁許があつた事実をもつて、楽観的な見通しをたてようとしているが（たとえばその末尾に『尚々南都出入中之御奉行池田播磨守様御勘定奉行之处此頃南町奉行江御転役之趣ニ付是迄之出入者御承知ニ付大ニ都合可相成事存ハ、』とある、右不実出入の訴状に明白である如く『先祖之孝道回復』に訴えらるるという幕藩体制のイデオロギーにひたすら忠実でありたいという名分に依拠して——絶対的観念をたてまゑとして芝村藩の濟口証文に對する態度変更を暗示し監察的関心を誘発するという方法をとつていたのであり、誘発された監察的関心——暴力的支配の観点にとつて、遠国奉行の裁許は、一応無視される可能性があつたのである。ここにいたつて芝村藩は、周章狼狽を極めることになる。

御用状之写

去十一日町奉行所江名前書并口上書正太夫持参にて出しぬ御請取相成ひ其節何之尋も無之今日迄何等之沙汰無之ニ付一応谷村方承り可相越心積有之当分次第逐一可申遣ひ

去月十六日出同廿一日出兩度ニ被申越ひ真三郎清藏宗旨之義非人番ノ承合之書付并孫右衛門添書其□又々村方江踏込承り合之書付類等被差向慥ニ落手委細被申越ひ義具ニ致承知ひ右之振合ニ而者夫々ノ宗旨送出し有之事与被察ひ弥相違無之ひハ、六ヶ敷ひ事歟と被存ひ則去月八日出之八郎是迄之手続巨細取調書被差向ひニ付早速谷村方江持参及内談ひ処一覽有之是者余り長々敷手續ニ付眼目斗相認ひ而差出可然旨ニ付取調書□ひ其内宗旨取調之書付被差越ひニ付夫々持参ニ而又々内談相越ひ尤前ニ罷越ひ節願書写取之義頼置ひニ付写置有之右願面□々敷書取有之右之振合ひハ、眼目斗御書□を御差出ニ而者都而不宜ひ哉存ひ間ケ様□御認可然旨と其席ニ而書取呉右を

摂州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究 (三)

表向先達而被相尋ひ名前ト一緒ニ懸り江御差出被成ひハ、何角と御尋も可申右御差出ニ相成ひハ、又々中嶋方共及宅話取上ニ不成様申談度殊奇ひハ、大坂奈良之□□御座ひ哉御尋□其節委細之御調帳御差出被成ひハ、夫ニ而押付可申願面ニ者不殘証拋物有之様ニ相見申ひ間御屋敷ニも御心配筋ニ存ひ可成丈心配いたし可申旨不相替深切ニ談論致呉ひ旨いケ様ニも願面及見ひ処ニ而者種々様々之事共書頭有之ニ付東三郎不抱甚心配すしニ存ひ何分不事立様ニ呉々頼置ひ得共如何可相成哉一統心痛罷在ひ則願書写并源左衛門書取呉ひ写并差出可申ひ東三郎始夫々江も扱見為致可申ひ前書之通谷村ニ者頼母敷申呉ひニ付同人頼取継ひ々余致方無之同人方江相越ひ節ニ菓子料等持参いたしひ処私者懸りニ無之ニ付難有頂戴可致旨請納有之ひ中嶋方江も同人江相頼送ひ得共出入中甚迷惑致旨ニ而返却有之ひ都而右之振合ニ而甚嚴敷ひ間相濟ひ上者御□可然ひ於同人も決而如才者無之尚精々可申談旨有之ひ呉々も□相祈申ひ尚□々相替ひ事も有之ひ

一一七 (五九三)

ハ、早々可申入存付書付類并御用状者不残留置申付以上

市郎右衛門殿

尚々南都出入中之御奉行池田播磨守様御勘定奉行之処此
頃南町奉行江御転役之趣ニ付是迄之出入者御承知ニ付大

正兵衛殿

ニ都合可相成事存付ハ、

幕府評定公事の内済の実体がこのようなものであったことを、右の史料を通じて確認することができる。

芝村藩は、馬場真三郎と東三郎の出入によって藩の内情が暴露されることに深い恐怖を感じ、八判をわたされた願人真三郎の訴状の要求するところに完全に承服することを相手東三郎に強要したのである。すなわち、出入下——下済をすることを相手東三郎に強要したのである。芝村藩の態度は、極めて迎合的であるが、右述せる如き性格の支配違江懸る出入を受理し原告有利をほのめかした幕府評定公事の関心は、まさにそのような迎合的な態度を藩をしてとらしめるところにあったのである。

馬場東三郎は、藩に対して自分が出府し応訴することを強く主張した。しかし、芝村藩は、嘉永五年五月廿五日内済を強要し、六月七日には東三郎を召捕同様の姿で大坂へ連行し、多田屋善兵衛方で、藩中老千賀又兵衛郡代御用人丹羽彦弥代官谷口次太夫ならびに村役人番人等多数の者(三拾人余)をもってとりがこみ、連日糾問をなし、ついに実質的な出入下を意味する内済をなす旨の『差入申議定之事』と『済口証文』とに無理印形をおさせられたのである。右文書は、何者かによってはこばれ、評定公事の始まる差日七月二日その日に提出されたのであるから、右出入に関する実質的審理が行われることなく、直ちに出入下となったのである。支配違江懸る出入等に関する幕府評定公事の内済——下済なるものの本質には、右述したような問題が存することを推定しうるのである。

評定公事のかかる性格を示唆するものとしては、『評議物留帳』（「近世法制史料第」第一卷平松義郎監修京都大学日本法史研究会編所収）の箱訴についての取扱いの記録のなかにみることができるといえる。たとえば、評議物留帳の箱訴に關する拾七番、拾七番の記録と五拾貳番の記録とは、その取扱いに關する大なる矛盾を暴露しているのである。拾七番の記録次の如し。

「午六月五日先達而御渡被成候書付相添

左衛門尉殿江野本孫四郎を以、飛驒守・越前守・彈正少弼上ル」

去巳十一月十日御渡被成候

江戸嶋屋十右衛門石原屋大坂大工町九兵衛と認候箱訴状之儀ニ付申上候書付

評定所一座

去巳十一月十日御渡被成候、江戸嶋屋十右衛門・石原

屋大坂大工町九兵衛と認候箱訴状、願人呼出、可申出

儀候ハ、其筋々江可相願処無其儀、訴状入候差越候儀

右記録に明白であるように、箱訴は容易に取上げず、『其筋々江可相願』を訴人に嚴重に申渡すべく、訴人の所在究明が行われているのである。

これに対し五拾貳番の記録では、箱訴——他領懸りの殺人に關する訴え——が安易に取上げられているが、右記録

ニ候、重而訴状入間敷旨申渡、訴状は焼捨可申旨御差

図に付、右十右衛門・九兵衛儀存罷在候哉之段、江戸旅宿人宿百姓宿飛脚宿とも江相尋候得共、不存由申

之、居所相知不申、九兵衛儀ハ大坂町奉行江申遣、相

糺可申処、大工町九兵衛と斗認、家主等之名前も無御座候間、大坂町奉行所江ハ不申遣、式日毎評定所腰懸

ニ而為呼候得とも、罷出不申候、依之御渡被成候訴状

返上仕候以上、

午六月

中次に示す部分によって明白であるように、訴人の知行所の地頭戸田備後守よりの一方的な報告——それは相手の『町宿預仕置候孫兵衛儀』病死を報告したものである——によって評定公事に入る前に決着がつけられている。『町宿預仕置候』といった処置のもとでの病死については当然疑問があるにもかかわらず——しかも相手の地頭よりの報告ではなく訴人の地頭よりの一方的な報告である——、『病死ニ紛無之候に付』として評定所一座も、これを了承している。

〔朱書〕
酉正月十七日

周防守殿橋本喜平太を以御下ケ、添書いたし差上候様
被迎聞候」

死骸為見届、得と相糺候処、病死ニ相違無御座候、且

私知行所武州児玉郡沼上村百姓嘉兵衛弟孫助御箱訴
状、相手取申上候者之内、町宿預仕置候孫兵衛儀、旧
冬閏十二月廿日より傷寒相煩罷在候処、養生不相叶、

又同宿ニ罷在候村役人并百姓共、旧冬々為看病差添罷
在候、右孫兵衛弟与左衛門と申者、其外療治仕候医師
共、病死ニ紛無御座候段一同申之候ニ付、銘々書付取
置申候、依之御届申上候、右孫兵衛死骸片付候様可申
付候哉奉伺候以上、

昨十二日朝病死仕候段申聞候ニ付、早速私家来差遣、

正月十三日

寄合
戸田備後守

すなわち、評定所一座は、その内偵的監察的関心を満足せしめる限り、安易に箱訴を取上げたのであり、しかも、その場合、地頭は事案が明るみに出ることをひたすらに恐れ、評定公事の実質的審理に入るまでに事件を決着せしめるといふ迎合的態度に徹したのであって、そのためには手段を選ばなかった——『病死』——のである。

嘉永五年六月廿七日東三郎の母貞廣は、他領の親類を介添として、大坂東町奉行所に直訴した。この時の町奉行は、幕末幕府政治家外交家として著名な川路聖謨であり、これ以後二ヶ月余にして勘定奉行に就任した。貞廣の直訴を

ぐる事情については、次に紹介する木南喜右衛門より嶋名五郎兵衛宛の書簡と『乍恐以書付ヲ申上奉候』という書付の二つの記録によつて明確となる。すなわち、書付には、『母貞廣より右之始末大坂東御奉行所江御直訴仕候処云々』とあり、また書簡のなかには、『右之通六月廿七日訴訟ニ罷出外処刻限延引ニ而訴詔掛不申、御用日も今日限り七月二日迄は差延難く、無拠同日左之通下ケ紙を付け医師容体書一同同封ニ致し当番所江封訴致し外処云々』とある。右によつて、直訴と封訴との關係に、直訴と箱訴に類する如き性格を認めることができるであらう。始末書ではこれを、『火急之極難』となしている。直訴については、小早川欣吾氏の研究があり、それは既に紹介したところであるが、要するに幕府の治安維持に関する警察的監察的関心の期待に沿うことが、その要件となつていたのである。それにもかかわらず、直訴の訴状の趣旨とするところは、芝村藩の内濟強要に対する非難、すなわち、判決非難の系譜にある非難とも目すべきものである。藩の強要した濟口証文に対する東三郎側の反駁は峻烈をきわめており、それは、嘉永五年七月濟口証文と題する文書に簡条書に記載されているが、領主役人に対する批判、逆賊同様の八郎という八郎に対する批判とともに『あまつさえ領主において、八郎を被召抱ひ儀以外之儀ニ而敷敷奉存、向後又々如何成不法之取扱有之由哉も難斗云々』とあり、芝村藩の領主自身を批判している。かかる判決非難の系譜にある訴状が、直訴として提起され、しかもそれが受理されていることは、幕府法制の非合法的訴えに関する通念を逆立ちさせたものであり、大坂周辺の豪農層においては、非合法的訴えの規制をうけながらも、なお、判決非難としての上訴の行動をなしつつあったのである。木南喜右衛門の書簡によれば、川路聖謨の『右願書丸写致外而差上段被仰付外而右写江戸御奉行所江御達可相成之趣被仰付』という決裁を下したことを示している。すなわち、川路聖謨は、かかる判決非難の趣旨を含む直訴を認定し——『右願書丸写致外而差上』とある点に注意すべきである——、権力に癒着した監察

的圧力にゆさぶられることなく、判決非難に真向から取組むという合意的法定立の姿勢を示しているものであり、それは方式としては、単に添簡を下すということに限定されてはいるが、右述せる如き評定公事の基本的方針に対する痛烈な内省を迫ったものとみることができよう。右に記した二つの史料を紹介すれば次の如くである。

山本屋市郎右衛門殿方ニ而
嶋名五郎兵衛様木南喜右衛門
急用書無異

(包紙表)

七月七日申中刻
封 従大坂旅宿
同十三日入

(包紙裏)

当月二日御差立四日限仕立御状七日着拜見仕ハ愈御勇
健被成御座ハ条目出度ハ儀奉存ハ別而ハ敵暑之ハ御御道中

御無事ニ而御着府相成ハ趣大慶奉存ハ然ハ一件段々御
厚配之趣御書上之通り具ニ承知仕ハ然ル所当方ニ而茂
何分本人東三郎地頭役人旅宿ニ被取籠ハ中病気差発必
至難儀ニ付則別紙之通先月廿七日大坂東 御奉行所へ
御封訴を以東三郎母貞広より願上させハ所願御取上ケ
ニ相成御調中本人貞広介添良助兩人とも芝村用達豊嶋
屋門蔵方へ御預ケ相成御座ハ処則今七日右兩人御召出
ニ而右願書丸写ニ致ハ差上段被仰付ハ而右写江戸
御奉行所へ御達可相成之趣被仰付ハ右之通ニ而当方ニ
而取斗之儀漸今七日御沙汰相成ハ儀早速右之段申上ハ
一対談方渡金之儀御懇情被仰下此儀ハ当方ニも心得罷在
い而貴所様御出立後一切先方之掛合取敢不申少しも渡
金不仕ハ此段左様御承知可被下ハ
右之通ニ而本人東三郎義も当時此方共旅宿まで引戻罷

在の間はより大坂 御奉行所へ本人東三郎出府再返答
仕度御願いたし出府御添翰願明八日可差出一儀ニ取掛
り罷在の

前書之手続出来有之間当方ニ而取斗之儀御差含被下
而万端之御掛引大坂御役所向之儀ニ不抱其御表ニ而御
名案之御取斗御手段十分ニ御掛引被成下度此段呉々宜
奉願の是迄逸々可申上儀承知仕の共願方之もの者旅
宿山本屋ニ而御同宿之儀粗聞取の付為差儀ニ而も無
之事を御文通申儀如何敷与態与差扣の儀御座の間此段
不悪宜御扱取可被下

一為替金延引之儀被仰下何共不都合奉存の則先月廿一日
大津表吉本山本両公より京都早馬ニ而正金廿両差立申
の如何間違哉定而最早着仕有之与奉存の尚追々為替金
之儀ハ差下し可申の此段左様御承引可被下
一御如才ハ無の得共御宿山本屋ニ而願方同宿相成有之
儀宿主へ克々御示談置被下様呉々頼申上の則 貴所様
御出府之儀芝村役人村方等まで委細相聞夫々種々手配

罷在の様子御座の此段御心得迄ニ申上

一御留主中御宅之処決而御安意可被下の乍不及万端御心
添仕罷在の則御宿へ罷越の同役衆中へ御留主中御□合
等之儀迄呉々頼置の勿八殿之儀も深々断申置の其辺之
儀必々御安意被下寛々御滞留一件御掛引之儀專一奉頼
の

一前書本人再返答御添翰相叶のて直様支度出府可仕間其
儀跡より仕立状を以急速可申上
右之条取急申上度如斯御座の上

在坂

七月七日

木南喜右衛門

申中刻

嶋名五郎兵衛様

尚々乍憚山口氏并外八殿可然□御伝達可被下の別而残
暑強随分御いとひ専一奉存の尚後便追々可申上の上
御宅へ御状早速御達申のいつれ御返事等ハ後従封し込
可差出の上

山本屋市郎右衛門殿方ニ而
 嶋名五郎兵衛様
 山口宗二様
 木南喜右衛門
 急用書

(包紙表)

七月十三日早朝
 封印 大坂三度飛脚使届ケ
 質济 〆牧方宿
 七月廿一日入

(包紙裏)

嶋名五郎兵衛様
 木南喜右衛門
 山口宗二様
 御直覧

(表書)

封印
 〆牧方宿

(裏書)

以急状得御意ハ前文御免扱一件いよ／＼本人出府御添翰
 今十二日東御役所ニ而御下渡相成則御名前左之通り

御宛名

太田撰津守様

同 本多加賀守様

大坂御奉行

川路左衛門尉様

石谷因幡守 様

右之通ニ而御下相成申ハ

出府名前書上ケ

本人 東三郎

介添録者

彦兵衛

村方付添

頭百姓

文次

右名前ニ而御添輸出申い其段御心得可被下い以前夫々代人出府出立之節ハ太田様井戸様御両名ニ而御添輸出いへ共此右之通ニ相成い儀ハ全遠国之もの初而出府仕い儀ゆへ初発い所 御勘定カ御評定所へ可罷出儀与奉存い而尚本多様御手掛り等を御聞繕ひ夫々御手当可被下い当方ニ而もいろく心配罷在い且拙子義も跡より出府可仕間万端宜御掛引可被下取急キ右之段可得御意い以上

七月十二日夕 木南

嶋名様

山口様

尚々御宿元之儀ハ咄い御安意可被下い過日五日限御差立書状延着い而漸八日朝拜見仕い当方は正五日切差出書状

摂州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究 (三)

着い一覽被下い与奉存い当追々可申上い

(註) 七月七日付、木南は嶋名への書簡に同封された冊子

「大坂旅宿松江町多田屋善兵衛方へ地頭出役人并村役人不残打寄り東三郎を取籠メ江戸表江之返答を相拒メ銀談濟方可為致手段いたしいニ付母貞広は六月廿七日御歎願封訴致い処御取調之上右願面之写江戸表へ御差立ニ相成い始末手続并諸書付之扣」

乍恐御訴詔

織田主水殿領分

摂州嶋下郡味舌下村

分家ニ乍有本家可取潰義相企剩名前前人御

東三郎母

当地旅宿ニ取籠メ置

願人 貞広

右ニ付村役人一同徳

女之儀ニ付介添

心致不差戻出入

良助

右同領分同村

元庄屋

相手 孫右衛門

庄屋

同 策次

年寄

同 喜六

庄屋

同 甚兵衛

一 今般江戸深川永代寺門前仲町定七店真三郎煩代清藏

私悴東三郎并今日私相手取り内孫右衛門策次喜

六人相手取江戸表へ不実出入御訴詔申上

御尊判奉請驚奉恐入内私共不実仕仰毛頭無御座

且右御訴状面都而取拵外事共ニ被存○
○ハ付早々出府仕御召出御差日ニ罷出返答仕度存心

ニ罷在ハ折柄地頭所御当地松江町多田屋善兵衛方江

出役有之悴東三郎被召寄此度御尊判頂戴ニ付而ハ早

々対談可致段被申付ハ共前書之通り一々覚無之義ニ

付対談之致方も無御座如何と存居内相手村役人之者

共罷越地頭所ノ敵命之由ニ而銀子を以対談可致由差図致ハ共誠ニ無存掛義ニ付段々相断内処対談不承知申立内ニおゐてハ出府之義ハ不及申少しも他行不為致由ニ而右善兵衛方之一ト間江取籠メ昼夜敵敷番人を付外出差留早々手を替銀談相勸メハ共決而取敢不申内追々出府日限差迫リハ付東三郎一円承引不致内対談議定書勝手儘ニ取拵押而調印可致由申掛ケハ付東三郎義ハ不及申私義も俱ニ不承知申立内処村役人共立掛リ地頭所之權威を以終ニハ東三郎印形為差出東三郎目前相退キ何角数通へ調印致内躰見請ハ付調印致内文面之廉々見せ呉ハ様申内得共不残村方へ扣へ置有之間後日ニ相知れ可申杯と申答一切見せ不申内出府日限差迫リ内処東三郎義ハ何れ返答可仕存意ニ付出府支度等仕度段地頭出役中江相願呉ハ様村役人共ハ相頼ハハ利不尽之事而已申之取次致呉不申江戸表江濱口代人村役人共申合セ自儘之取斗を以不残代人を出府為致村役人ハ皆々旅宿善兵衛方江相詰居剩此度江戸表へ之訴詔

人真三郎之実父八郎と申者東三郎從弟ニ而素々本別之間柄之者ニ御座い処右八郎義も最初に旅宿へ相詰居地頭出役人并村役人共其外之者共凡三十人斗先月下旬に只今ニ至い迄相集り居飲食等ニ至迄善美を盡し日々酌取女杯召寄セ花麗成酒宴相催種々内談申合セ東三郎江日夜ニ出銀可致旨色々手を替催促差迫り自然銀調不相成いハ、東三郎所持之田畑等ニ而も売払村役人之差略を以銀調可致杯利不尺申募い儀元来地頭役人を始メ詔人之親族其上被相手取い村役人等迄不残打寄り種々内談合セ東三郎老人を取籠メ押付銀為致い様取捨い儀全く最初に一同馴合江戸表江詔為致い打続キ本家東三郎身躰迄沽却可為致義取巧ミい義と不審ニ被存歎ケ數次第ニ奉存い右ニ付外親類共にも虚症之東三郎故何角相談致遣し度存意ニ而旅宿へ罷出い得共弥敵重番人を付一切面会不為致内長々旅宿へ被取籠メいニ付先頃之暑氣ニ而東三郎義終ニ病氣差発り飲食等も相進ミ不申日々氣力相衰へ其上平生舊症之持病御座い

撰州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究 (三)

ニ付万一不慮之義等有之い而ハ御尊判中別而奉恐入猶又自然此上地頭所之權威ニ而如何様之糺明被致い哉も難斗と重々歎ケ數平日多病之悴不便ニ存い間恐多キ御儀不願奉願上い

何卒前段之始末御憐察被為成下東三郎帰村為致呉い様村役人共へ被仰付被下いハ、広太之御慈悲難有仕合奉存い以上

右 貞 広

嘉永五年

老年ニ付介添親類

子六月廿七日

良 助

(貼紙)

右之通相違無御座い尤村方庄屋年寄一統相手取い義且依右村役人共出坂役印可仕者無御座いニ付乍恐私奥印仕い以上
右同村頭百性
文 治 印

御奉行様

右之通六月廿七日訴詔ニ罷出ハ処刻限延引ニ而訴詔掛り不申御用日も今日限り七月二日迄ハ難差延無抛同日左之

書を以御願奉申上ハ乍恐此段下ケ紙を以御断奉申上ハ以上

通下ケ紙を付医師容躰書一同封書ニいたし当番所へ封訴いたしハ処用達豊嶋屋門藏御召出之上今日封訴いたしハ

医師容躰書之写

ニ付願人貞広介添良助兩人共用達方へ御引渡し被成ハ且又東三郎義ハ用達之勘弁ヲ以取斗可致由被仰付ハ付多

一撰州味舌下村東三郎義前々々治療仕罷在ハ元来虚弱之生質其上鬱症を兼ハ故平日ハ□□氣湯相用ハ罷在

田善兵衛方へ用達ハ右願之趣通達いたしハ処翌廿八日右善兵衛方へ相集り居ハ地頭役人村役人并其外之者共迄俄

ハ然ル処当五月下旬ハ当地松江町多田屋善兵衛方へ罷越居打続キ治療仕罷在ハ内追ハ中暑仕ハ付

ニ不殘離散いたし東三郎老人ニ相成ハ付廿九日東三郎義も用達方へ引移りハ其後御沙汰無之ハ処七月六日御召

不□金正氣散服用為致罷在ハ内追ハ暑氣烈敷ハ付持病漸々差重り折々眩暈之症相発最早三四発ニ及ハ追々

出ニ而被仰付ハ儀ハ此度願出ハ儀ハ当御役所ニ而可取調義ニ而ハ無之可申立筋有之ハ江戸表へ容躰書等も不殘写

頭腦ハ病を送り込ハ急変之儀も可有之哉与奉存ハ尤殘暑強ハ上右多田屋善兵衛方ハ至而熱室ニ御座ハ故

差上ハハ、早々江戸表へ差立可違右之旨心得違無之様書付明七日六ツ半時迄ニ可差出但シ願下ケと申義ニ而ハ無

暑氣凌兼右様之病症相発ハ者と奉存ハ自然必至之症ニ陥リハ而ハ残念奉存ハ此段乍恐容躰書を以奉願上ハ

之段呉々被仰付ハ事

右之通相違無御座ハ以上

願書へ下ケ紙之写

嘉永五年

吳服町

今朝奉訴詔ハ処刻限延引相成急難之義ニ付恐を不願封

子六月廿七日

赤松三郎平印

御奉行所

良助

七月廿七日願書写差上ハ節差出しハ書付之写

乍恐口上

一当村元庄屋孫右衛門外三人相手取分家ニ乍有本家可取
潰義相企剩名前入御当地旅宿へ取籠置右ニ付村役人一
同徳心いたし不差戻出入先月廿七日奉願上ハ然ル処元
来右一件之義ハ於江戸表真三郎ハ奉願上ハ事発リハ
義ニ付可申立次第有之ハ、江戸表へ罷出可申立旨厚
御了解被仰付奉恐入ハ右御了解之趣私共奉承状ハ間乍
恐此段同断奉申上ハ右御聞濟被成下ハ、難有奉存ハ
以上

嘉永五年

織田主水殿領分

子七月七日

摂州嶋下郡味舌下村

東三郎母

貞広

介添

摂州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究(三)

御奉行様

右之通書付願書写等差上相濟ハ事

一筆奉啓上ハ追日冷氣弥増ハ処益々御清栄ニ御入被為成
ハ哉乍失礼書中ヲ以御窺奉申上ハ扱此度ハ存不寄御儀ニ
付御心配可被為成ハ段奉御察上ハ暑氣之時分ニ出武被遊
道中御不□ニ江戸表江御着被為遊奉敬悦ハ右ニ付下拙義
一応御機嫌御窺ハ御見舞ニも出武罷下り度奉存ハ得共何
分御兼知之身薄キ私事故心ニ思斗ニ而御不沙汰之段□
〳〵御厚免之程奉願上ハ扱此度之一件御願ニ付加判人之
処村方ハ情々相調へ被成ハ得共相分不申然ル処弥文次ニ
相当ハ趣キニ付佐右衛門并ニ下拙兩人村方江被相呼ハ而
被仰ハニハ此度再御願ニ付文次義加判致ハ而其上東三郎
与同道ニ而出武致ハ由承リハ右ニ付文次義早々帰村致ハ
様引戻ハ様被仰聞ハ得共中々銘々共之勘弁ヲ以引戻シハ
義出来不申段相断申ハ然ル処村方之噂ニハ後室様何れニ

参居の共尋出し座數牢ニ入居可申段御相談在之旨承及
ニ付早速其旨御後室様江御内通御しらせ申上り御隠し
之ニ付当時村方ニ而ハ御後室様御義何れ江参居の事哉居
所不相分由ニ而當時相調在之の間御後室様御身上之処
御案心ニ御思召被遊可被下り自然亦異変之儀在之得ば
早速御後室様江御内通仕り而御別条無之様可仕の間御案
心ニ御思召可被下り且亦村方之様子承合りニ東三郎儀江
戸引取次第ニ消所ニ可致り趣キ相聞の間自然其心得も
無之り而御帰村在之り而右躰之事ニ相成り而ハ重々歎ケ
敷奉存りニ付此段不取敢奉申上り右躰消所ニも不相成様
御不難ニ御帰宅被為成り様被遊御帰村之程專一ニ願ハ敷
奉存り呉々爰所御賢慮宜可被遊り尚又前段之趣小作人共
も尊承り而大キ銘々□障致居申り必ス御不難ニ御引取被
遊り得者一同大悦仕り先ハ右之趣キ奉申上度乍失礼書中
ヲ以□々如斯御座り敬白

子九月十日

市兵衛

馬場檀那樣

以飛札啓上仕り時下追々寒氣増長之所尊兄及植田氏ニも
益御多祥奉賀り次ニ小子無異乍憚御安心可被下り扱此度
木南氏御帰村有之御老母様早速御面会被遊即伝聞仕り再
々御手段有之愈南御役所御出訴之趣承り暫時安心仕り精
々御粉骨可被遊り尤此方ニても乍愚案種々手を尽し既ニ
御添書頂戴の願に出り義ニ及訴書等越源ニ示談仕大概落
成致り折柄善便承り大悦仕り乍併京都々差出し申上り通
度々御愁訴之願書并ニ此度之願書乍御面倒差上ニ御写さ
せ被遊り而急便御差登し可被下り此方ニても手当致置度
何時ニても被参り様致置り得者□然之処有之節都合宜
敷旨此義呉々も無御捨置御写し被成御登し可被下り何分
心を金鉄之如くに成し神仏を祈り被成精神をはけまし
得者天道正直急度加護可有之間精々御頼み可被遊り小子
におゐても右同様之義願暮神明之加護相祈罷在り乍陰相
成丈御加勢申上り間左様心得可被遊り

一 昨四日策次喜六兩人和州へ相談参り申り趣風に承り

申ハ誠に言語同断之人非人苦々敷振舞而已仕居ハ

一 御召使しけ事種々心配仕事故此頃不□片足疼痛仕歩行不自由敷敷次第御座ハ

一 西村良助氏にも此頃例之持病差起り小子治療仕ハ是ハ例之事故当人も強而驚不申ハ

一 乍不及小子も先月中旬々業躰打捨此事ニ而已打掛ハ所善便承り夜前ハ友ニ被誘久々ニて登楼仕ハ扱々金遣ハハ格別苦勞ナルものニて御座ハ夫ニ付而も

尊兄ハ嘸々御退屈且御心配ト奉存ハ是も身に覺有之ハ事ナレハ致方も無之ハ得共冤之事口惜次第御座ハ何分木南氏之御噂之通ナレバ不日ニ善兆相頭吉左右可有之ハ其時御互ニ眉を開御笑談可申承ハ御老母及英之助様ニも随分御息才□御安心可被遊ハ□致後便ハ早々□

十一月

五日認

即刻出

赤松西樹拜

馬場東三郎様

貴下

二日□□大人へは書状差上不申ハ宜御伝□可奉願上ハ此間小子御厩へ参り申ハ□様御壯健御座ハ間是□御達□可被下ハ

雪城先生へも同断□□不差上ハ間乍御面倒御□□已上

乍恐以書付奉申上ハ

本所松井町式丁目伊兵衛地借太助同人方止宿罷在ハ織田豊前守領分撰州嶋下郡味舌下村百姓東三郎奉申上ハ右太助ハ私難渋之儀ニ付同村元庄屋孫右衛門頭庄屋策治年寄喜六百姓豊三郎相手取難渋出入去七月中奉御訴詔ハ所同十一月六日 御尊判頂戴仕ハニ付双方御調之上私今般被為御召出乍恐難渋之始末左ニ一点書を以奉申上ハ

一去ル嘉永五子年二月中御当地永代寺門前仲町定七店真三郎煩ニ付代清藏ハ惡意之企を以不実出入与題号取拵私并同村元庄屋孫右衛門頭庄屋策治年寄喜六ノ四人相

手取奉御訴詔ハニ付同年七月二日御差日之御尊判相附
 ハニ付驚入奉拜見ハ無跡方も取捨之願面ニ付御差日
 ニ罷出返答仕度存意ニ御座ハ然ル処願人御尊判持下り
 ハ節ハ御地頭役人大坂松江町多田屋善兵衛方江出張右
 孫右衛門策治喜六并村役人善兵衛方江寄集ハ而私ヲ同
 宅江呼取召置右出入之実否孫右衛門策治喜六村役人ニ
 而も相調不申ハ而前書之者共御地頭之權威を以私ヲ善
 兵衛宅ニ而温所之巷間ニ押込置昼夜共六七人ツ、手替
 ニ而番ヲ致善兵衛宅を不出牢舍同様之取斗致日々喰事
 ニ而茂右取斗ニ准シハ仕向ニ而御座ハ処追々時候炎暑
 之時節ニ付私義病氣差発リ甚難波仕罷在ハ処右三人之
 者并村役人願人とも一座致地頭役人同宅ニ而何角□談
 致猶又日々酒宴ヲ催ハ節者酌取女差入栄花之致斗其上
 孫右衛門策治喜六并村役人願人と馴合對談之趣を以私
 江對談可致様相進メハ得共私ニおゐてハ右願無跡方悪
 意ヲ取捨ハ出入ニ付聊對談可仕存意無御座ハ故此義相
 答罷在ハ内私日々ニ重病ニ相成既ニ一命相失ハハ様之

及病苦罷在ハ処右之者共申合馴合對談書相認メハ而私
 母貞広老年之者ヲ善兵衛宅江呼出貞広江申聞ハ義者此
 間より東三郎江右出入對談之趣申入ハ得とも承知不致
 ハニ付今日其方ヲ此所江呼取ハ義者東三郎之印形其方
 ニ所持致居ハ承ハ間印形此所江差出又於不差出ニ者
 右之趣御地頭江申上向後東三郎者明リヲ不見セ聞所江
 入申ハニ付此義承知ニハハ、印形不及差出スニハ杯与
 申威シハニ付貞広□致ハ処同人所持東三郎之印形取
 上ケ何角数通之書物ニ印形取置ハ躰ニ母義も乍□察
 ハニ付何用之書物江印形取ハ与相尋ハ処其訳何用与も
 不為申聞只跡ニて事分ハ杯与不法之答故此義其儘ニ捨
 置ハ而者後日ニ如何様之難儀出来ハ共難斗ハ与母も及
 心苦ハ得共私義者前書ニ奉申上ハ躰ニ而御座ハ処江病
 氣ニ取合罷居ハ故母貞広ハ右之始末大坂東 御奉行所
 江御直訴仕ハ処願書御札中御留置ニ相成ハ義承リハ哉
 多田屋善兵衛方ニ集居ハ御地頭役人初其外外人も不殘
 同人宅退散致ハニ付私牢舍同様取困置ハ相止ハニ付

漸一命助りい然ル処前文奉申上い通り孫右衛門策治喜六并村役人馴合ニ而私不承知之義ヲ右之者共自儘ニ代人拵御当地北 御番所様江御差日ニ差下代人を以奉差上い濟口証文金九百五拾兩田畑高四拾石請取右出入相濟い奉書上い趣承りい左い得者国元ニ而母貞広ノ無理印形ヲ取い右之者共取拵い対談書ニ者銀百七拾貫目田畑高四拾石与承い得者銀百拾三貫目対談書表相違御座い様之偽り事ヲ 御上様江奉申上いニ付且対談詰銀百拾三貫目与申大金ヲ何人ノ之願ニ而用捨致い哉此等之義奉察い処去ル子年六月母貞広ノ無理ニ印形取上ケ敷通之書物江印形取置右書類を以私身躰押領致い手段此全ク右之者共惡意之企与奉存い事

一不実出入願ニ付去ル子七月御当地表ニ而濟口之節願人真三郎対談金九百五拾兩田畑高四拾石右大金并田畑請取いハ、真三郎睦与住居相拵父八郎祖母慶雲兄福三郎急度養育致可有之い処同年八月御当地永代寺門前仲町定七店ニ而真三郎相尋い処定七ノ答ニ者右出入濟口差

上い後当町内出奔致い趣相答此等者一向不得其意い様奉存い儀者右出入願立之趣意者父祖母兄難涉致い杯与取工ミ之文面拵奉御訴詔い義ニいハ、前書之大金田畑請取い上者右三人之者養育可致御願立致しい者と出奔致い而者難事分り又者故郷□も不立帰り其後承りい得者撰州東成郡中浜村源吾与申者方江立帰りい様相聞いニ付此義睦与聞調い得者同所ノ京都御宮家江為住込い様承り此等之義ハ御願立願面之趣意与者真三郎之成行大イニ相違御座い得者右不実出入全孫右衛門策治喜六村役人并願人諸共馴合ニ而私身躰押領致い巧ミ与奉存い事

一去ル嘉永五子五月願人御尊判持下りいハ私居宅江昼夜共四五人ツ、番之者ヲ村方ノ付置右番之者共江昼夜之飲食私ノ為相□い上前書番人之者共飲食ヲ何角与相好ミい付可相成丈者任其意飲食為致罷在い処好之品難調いハ、食事ヲ溢シ不法之仕業ニ御座い事
一去ル子年五月私孫右衛門策治喜六ノ四人 御尊判奉請

ハ御裏書ニ出入相濟与之被為仰出ニ御座ハ儀ヲ私江対
談申進メハ義一円不得其意ハ猶又願面ニ孫右衛門策治
喜六私同意ニ而御地頭役人と馴合謀斗致ハ趣願立ニ御
座ハ、此義右三人之者共ハ急度返答不仕ハ而者御地
頭之御唱号ニも可抱之義別而右三人者村役人ニハ得者
前一条急度御札請不申ハ而者御地頭江対し不忠ニも可

相成之免一円無其儀左ハ得者去ル子年不実出入者右之
者とも取工ミ事与奉存ハ義者相手四人之処私売人斗居
宅江番之者附置其上家内之者共私宅ニ不為住居致ハ而
已不成猶於私者重キ科も可有之様敷敷糺明致剩私居所
ヲ乍存家出致行衛相知レ不申ハ杯与偽リ御地頭江申上
私一家断絶致ハハ相好ハ斗方何与歎巧之程恐敷次第ニ
罷在ハ然ル処同シ相手之内孫右衛門策治喜六者何之無
子細只安心之躰ニ而右様悪意ヲ企居ハ義一向其意難得
ハ事

一去ル子年七月私義出府仕ハニ付家内取締并留守中村方
諸用等者親類内慥成者ヲ相頼置并召仕之者共も申合留

守番致居罷在ハ処私宅ニ有之ハ□帳面等村役人ハ取ニ
参ハニ付留守中故難相渡旨留守人ハ相断ハ得者取用不
申利不尽ニ右□帳面村方江持帰り然処同十一月孫右衛
門策治喜六村役人大勢連立私宅江参リハ而留守人追払
居宅戸障子釘ニ而打附誠ニ重キ科も御座ハハ様取斗致
置ハ趣承御座ハ事

一去ル子年私出府後同年十一月孫右衛門策治喜六村役人
打寄私所持之田畑売払ハ趣相触ハ処尤田畑望之者も御
座ハ得者名前人留守中ニ田畑買請ハ而本人立帰リ之上
如何之出入御調御座ハ共難相斗其節買請人無急ニ落入
田畑買請代銀償被為仰付ハ様之義御座ハ而者被申其節
田畑買受ハ者無御座ハニ付其後右之者共悪意之手段
を以私家出仕ハ与偽リ被申立村方除帳ニ取斗跡名前之
義私甥蕃之助与申若年之者売人御座ハ処同人ヲ名前入
与して私家財并田畑等売払其代銀を以取巧ミハ出入済
口銀ニ押領致手段仕居御座ハ事

一私義去ル子年十二月近国迄立帰り承ハ得者村方ハ人足

差出所ニ隱人ヲ拵置私帰国仕ハ見付ハ、直様捕
地頭所江連行入牢為致一生出し不申ハ杯与申触罷在ハ
趣承リハニ付右躰手段仕居ハ所へ立帰リハ而如何之糾
明請ハ難斗ハ故其節も近国ノ御当地江立帰リ申ハ左
ハ得者帰国仕ハ者も得帰国不仕ハ様取斗置ハ且又母義
も私宅ニ置不申故所ニ而世話ニ相成罷居ハ得者其世
話先々味舌下村之非人番を以何角事有ハと申而母居
所ヲ尋参リハニ付世話致ハ先キニ而も何角与氣掛リ相
成ハ故引続而之世話も致呉不申ハ老年ニ而流浪致罷居
是等之義全右之者共取斗方故与奉存ハ得共与□歎ケ
敷次第ニ御座ハ事

一私所持之田畑下作年貢取附之儀同村平治与申者江取附
料相渡支配為致罷在ハ処去ル子去丑兩年共作徳銀私母
江歎又者留主中取締頼置ハ方江持参之所右作徳銀も其
儘ニ而何之沙汰も致不申是等之義も全右孫右衛門策治
喜六并村役人共之取斗方与奉存ハ事

一私出府仕ハニ付家財大切ニ存居ハ品者土蔵江入置耽与

丈夫成錠ヲおろし鍵者母江所持為致罷在ハ義ヲ孫右衛
門策治喜六村役人共ノ四五ヶ所之土蔵錠前ヲ打破土蔵
ニ有ハ家財自儘ニ右之者をも取出ハ趣承ハ所中ニも
孫右衛門村役人之内孫三郎此兩人者土蔵ニ入置ハ蒲団
其外之義者風呂敷ニて相包ハ故品者相分リ不申ハ得共
右荷物浅五郎同人弟新平ニ而持ハ義者慥ニ見届置御座
ハ趣承罷在ハ事

一相手之内孫右衛門策治私与厚縁之親類与奉申上ハ得共
右孫右衛門義者私与血縁従弟ニも不相当者ニ御座ハ并
策治義者血縁之者ニ而者無御座ハ厚縁之親類与偽リ
奉申上ハ是等之義者如何之巧ニ御座ハ哉猶又親類与奉
申上ハ者歎私初メ家内一同必至極難涉身之可行所も無
御座様成行ハ不厭私之居所右之者共乍存村方人別帳
外ニ取斗其上私へ家相統断絶およハハ義ヲ不願ハ而種
々惡意之企ヲ致居ハ身分ニ而親類杯与奉申上ハ義者一
円不得其意ハ事

一私先祖ノ引続村方難涉人江者銀子取替融通も致遣置猶

又極難洪之時節ニ而村方住居難相成困窮百姓出来ハ節者村方ニ而凌方出来ハ様施等も差遣置且御地頭ハ村方江御用金被仰付ハ節者御上納銀高四五分通者私老人ハ御上納仕残金ヲ残百姓割合を以御上納仕且又先祖ハ私方一人江御用金被仰付ハ節ニ而も可相成丈ケ出情仕御上納仕罷在ハ左ハ得者私及難洪ニハ様之仕向者無御座ハ義与奉存居ハ処一昨年ハ種々非道不法之仕業ニ而極難洪仕ハ段誠ニ心骨□口惜次第無止事歎ケ敷奉存罷在ハ事

右一点書を以奉申上ハケ条之口々不法非道不実之手段企致置ハ所江私此儘ニ而帰国仕ハ而者一命之種も難斗且家名相統不相成左ハ得者私旧来之一家及断絶可行所も無之様相成ハ得者老年之母并家内之者一同路頭ニ相立及飢餓ニ終ニ者人命相閑ハ様成行ハ段重々歎ケ敷奉存ハ依之恐多御儀ニ奉存ハへ共此度之義者御上様御憐愍ニ取絶ハ外ニ可仕様無御座ハニ付何卒以 御慈悲前書口々奉申上ハ